

# 令和 2 年第 3 回 定例会 五ヶ瀬町議会 会議録

開 会 令和 2 年 9 月 3 日  
閉 会 令和 2 年 9 月 1 8 日

五 ヶ 瀬 町 議 会

# 1 目 目

## 令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)  
令和2年9月3日

### ○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 行政報告
- 日程第 5. 報告第14号  
五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について
- 日程第 6. 報告第15号  
五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について
- 日程第 7. 議案第51号  
五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 8. 議案第52号  
平成31年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9. 議案第53号  
平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10. 議案第54号  
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11. 議案第55号  
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第12. 議案第56号  
平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13. 議案第57号  
平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14. 議案第58号  
平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15. 議案第59号  
五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16. 議案第60号  
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第61号  
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第62号  
令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19. 議案第63号  
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 20. 議案第 64 号  
令和 2 年度五ヶ瀬町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）に  
ついて
- 日程第 21. 議案第 65 号  
令和 2 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につい  
て
- 日程第 22. 議案第 66 号  
令和 2 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
について
- 日程第 23. 議案第 67 号  
権利の放棄について

○ 出席議員（8名）

1 番 渡邊 孝 議員	2 番 佐藤 成志 議員
3 番 綾 健一 議員	4 番 秋本 良一 議員
5 番 白瀧 徹哉 議員	6 番 甲斐 松男 議員
7 番 小笠まゆみ 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	猪野 貴一
監 査 委 員	菊池 孝男

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
町政対策推進室長	児玉 憲彦	建 設 課 長	田原 昭生
企 画 課 長	小迫 幸弘	会 計 室 長	北島 隆二
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	増永 稔
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	垣内 広好
--------	-------

午前9時56分開会

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

御報告します。

本日、戸高総務課長より欠席届が提出されております。

次に、本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、本日の会議に、事前許可を受けたもの限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、佐藤成志議員、3番、綾健一議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から18日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から18日までの16日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、6月から8月の例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（原田 俊平君） 令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、本年6月定例会以降

の行政経過について御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策には、国の地方創生臨時交付金が1次、2次合わせて2億5,374万7,000円交付されることになっておりますが、本町におきましても、この交付金を活用しながら対策を行ってまいりました。

今議会に上程いたします補正予算にも、各課、所属から新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業案を上程させていただいております。

この新型コロナウイルス感染症の影響で、本町で開催予定でありました多くの行事等が延期あるいは中止となっております。

本町の恒例行事であります真夏の成人式も、全国から成人者を帰省させることで、新型コロナウイルス感染症に感染、拡大させてしまう可能性が否定できない状況を鑑み、本年は、通常での開催については断念させていただきました。

ただ、中止となった成人式の代替企画として、オンライン成人式として、この議場会場に町内在住の成人者のお二人に出席いただき、私から成人証書をお渡ししました。また、このオンライン成人式の様子については、フェイスブックでライブ配信をし、全国の新成人の皆様視聴いただいたところでもあります。

また、9月の敬老の日に合わせ各区で計画されていた敬老会も、公民館長会連絡協議会の賢明なる御判断の下、敬老会の開催を楽しみにされていた皆様には大変残念ではございますが、本年は中止させていただいております。

また、本年度、本県で開催予定であった第35回国民文化祭全国障がい者芸術文化祭も、新型コロナウイルス感染症の影響で来年度開催へと延期されました。このことを受け、本年11月に全国から民俗芸能、伝統芸能の団体をお招きし、本町の分野別フェスティバルとして開催予定でありました風流五ヶ瀬フェスタも令和3年度に開催するよう決定いたしました。

新型コロナウイルス感染症の予防、治療法が早く確立し、通常の生活に戻れることを祈念するとともに、それまで町民一丸となって、町民から感染者を1人も出さないよう感染症予防対策の徹底を図ってまいりたいと思います。

次に、西臼杵3公立病院の再編に向けた取組の状況についてであります。現状分析、将来予測等について取りまとめる問題点解決プランの策定作業が、現在進められておりますが、本年10月までは、この最終版が正式決定される予定であります。

この問題点解決プランについて、外部関係者の意見を聞く西臼杵郡における地域医療の在り方検討会が令和3年5月まで行われ、検討、グループ会議、公立病院部会での検討会の内容等を取りまとめた後、令和3年6月には、公立病院部会の最終報告書が西臼杵郡3町長に提出される

予定となっております。その最終報告書の提出に先立ち、令和3年4月から実務的な再編作業を進めるために、統合準備室を設置する予定となっております。この準備室は、西臼杵3町職員、そして宮崎県からも職員の派遣を頂き、体制づくりができるよう調整を行っているところです。そして、令和3年10月には、西臼杵地域における医療連携における基本構想を地域医療構想調整会議に提出し、承認後は令和5年度末まで再編に向けた作業を行い、令和6年度から新体制による業務が開始できるよう進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5. 報告第14号

#### 日程第6. 報告第15号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、報告第14号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について及び日程第6、報告第15号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について、町長から報告を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第14号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について御報告を申し上げます。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成31年度の決算数値に基づき算定された、実質赤字比率など4つの財政健全化判断比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で報告を終わります。

報告第15号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について御報告を申し上げます。

このたびの報告は、財政健全化判断比率の報告書同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成31年度の決算数値に基づき算定されたそれぞれの地方公営企業に関わる資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま町長より報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

なお、本2件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告のみでありますので、御了承願います。

---

## 日程第7. 議案第51号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第7、議案第51号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第51号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとなっております。

これまで御就任を頂いております松崎要二氏の任期は、9月25日をもって任期満了になることから任命を行うものであります。

引き続き就任の要請をいたしましたところ、内諾を頂きましたので、任命同意の提案を行うものであります。

なお、任期につきましては、令和2年9月26日から令和6年9月25日までとなっております。

松崎要二氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第51号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第8. 議案第52号

日程第 9. 議案第 53 号

日程第 10. 議案第 54 号

日程第 11. 議案第 55 号

日程第 12. 議案第 56 号

日程第 13. 議案第 57 号

日程第 14. 議案第 58 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第 8、議案第 52 号平成 31 年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 14、議案第 58 号平成 31 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 7 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号から議案第 58 号までの 7 件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本 7 件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 52 号平成 31 年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 31 年度五ヶ瀬町一般会計は、歳入決算額 45 億 9,222 万 1,235 円、歳出決算額 45 億 6,099 万 5,002 円で、歳入歳出差引き 3,122 万 6,233 円となっておりますが、このうち繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は 3,015 万 6,233 円となりました。

歳入の状況ですが、町税につきましては、町民税及び固定資産税等の減収により、収入額は対前年度比 119 万、0.4%減の 2 億 8,545 万 3,000 円となりました。

地方譲与税は、森林環境譲与税の創設により、対前年比 42.3%増の 6,124 万 6,000 円となりました。

地方交付税は、普通交付税、特別交付税とも微増しており、対前年度比 1.8%増の 21 億 1,690 万 6,000 円となりました。

分担金及び負担金においては、保育料一部無償化により保育所児童保育費負担金が 490 万円程度減額したものの、農村整備関連事業により農地費分担金の増があり、前年比 4.1%増の 3,001 万 4,000 円となっています。

県支出金につきましては、災害復旧費県補助金の減により、前年比 20.7%減の 4 億 9,236 万 2,000 円となりました。

財産収入につきましては、不動産売払い収入の減により、前年比 46.2%減の 3,837 万円

となっております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄付金の増により、前年比12%増の1,667万円となっております。

繰入金につきましては、ふるさとづくり基金、五ヶ瀬町応援基金及び佐伯勝元教育基金から、各種特定事業へ加えて、公共施設等整備基金から新庁舎建設事業に充当するため1億2,225万6,000円の繰入れを行っております。

また、地方債につきましては、従来の普通建設費に加えて新庁舎建設事業の財源として借入れを行い、対前年度比7,255万1,000円、174.7%増の6億3,672万7,000円となっております。

次に、歳出について目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費9億7,344万8,000円で構成比21.3%、民生費7億2,368万3,000円で15.9%、農林水産業費6億7,056万円で14.7%、教育費6億3,240万1,000円で13.9%、公債費3億4,815万4,000円で7.6%、土木費3億5,006万9,000円で7.7%、衛生費3億4,141万9,000円で7.5%となっております。

また、財政状況による性質別の義務的経費につきましては、人件費は、議員報酬の改定及び定期昇給を起因として微増となったものの、ほぼ横ばいとなり、扶助費では、障害者介護給付・訓練等給付費及び教育保育施設型給付費の増加により微増、また、公債費では、平成30年度の起債事業が31年度へと繰り越されたことから、年度内の償還額が減少しております。義務的経費全体では、対前年度比0.3%増の13億5,046万7,000円となっております。

投資的経費は、対前年度比50.8%増の15億2,548万9,000円となりました。

主な要因としましては、地方創生拠点整備交付金事業、中山間地域総合整備事業及び小中学校空調設備整備事業等の補助事業が前年度から当年度に繰り越されたことに加え、新庁舎建設事業の着工及び陸上競技場トラック改修工事等の単独事業の施行に起因しています。

一般行政経費では、維持補修費が道路維持補修費及びスキー場修繕料の減により対前年度比54.4%と大きく減となったものの、補助費、貸付金及び繰出金の増により、一般行政経費全体では、前年比1.3%増の16億8,503万9,000円とほぼ横ばいの状況であります。

以上が、一般会計の決算の概要であります。

決算状況についてであります。財政の弾力性を表す経常収支比率は、人件費及び病院事業会計繰出金等の増により補助費が増加したものの、維持補修費及び公債費が減少したことに加え、交付税の経常一般財源等が微増したことにより94.1%と、平成30年度と比べ1.7ポイント改善する状況となっております。

また、平成31年度末の一般会計の地方債残高は、前年度末に比べまして2億9,919万3,

000円増加し、31億69万5,000円となりました。

交付税の代替財源として発行が認められており、その償還金の全額が後年度交付税措置される臨時財政対策債の残高13億2,520万4,000円を除くと、平成31年度末の残高は、対前年度末比で3億7,687万円増加し、17億7,549万1,000円となっております。

平成31年度末の基金残高においては、ふるさと応援寄付金による五ヶ瀬町応援基金、地方財政法第7条に基づく減債基金、資金運用益による財政調整基金及び新たに創設された森林環境譲与税に基づく基金では積み立てた一方、佐伯勝元奨学金をはじめとする事業に活用するため佐伯勝元教育基金、人材育成事業への充当を行うふるさとづくり基金、新庁舎建設に伴う財源確保による公共施設等整備基金では取崩しを行っております。基金全体では対前年度末比で7,205万1,000円減少し、32億4,829万7,000円となりました。

また、さきに報告させていただきました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は、全て基準を満たし、健全性を維持いたしております。

これらのことから、五ヶ瀬町の財政状況は、引き続き健全な状態を維持しているものと考えておりますが、近年の交付税の減少から経常収支比率が硬直化傾向で推移しており、決して楽観視はできない状況にあると同時に、主要な一般財源であります地方税や地方交付税は、昨今のコロナウイルス感染症対策における大規模な国債発行等の国の方向性に大きく影響され、今後の五ヶ瀬町の財政見通しは先行きの見えない部分もございます。

したがって、引き続き事業の選択と集中を徹底するとともに、健全な財政の堅持に努めていかなければなりません。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会においてそれぞれの担当課長から詳しく説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第53号平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は1億1,263万1,041円、歳出総額は1億1,237万8,035円で、歳入歳出差引残額は25万3,006円となっております。

まず、決算書218ページの歳入について申し上げます。

使用料及び手数料につきましては、簡易水道の水道使用料、赤谷・坂本・兼ヶ瀬水道組合からの水質検査手数料となっております。その他、一般会計からの繰入金、町債となっております。

次に、決算書220ページの歳出について申し上げます。

簡易水道費は事務費及び管理費で施設の保安管理、役場新庁舎配水施設実施設計に係る委託料、工事請負費としての宮野原簡易水道の配水管更新工事と五ヶ瀬中学校配水管敷設、量水器設

置工事が主なもので、その他需用費、役務費となっています。

公債費につきましては、長期借入償還金の元金及び利子を支出しております。

前年度繰上充用金につきましては、平成30年度決算における歳入不足を補填したものです。

決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第54号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度から国保制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、国保財政の安定的運営のため、財源の確保と医療費の抑制に努めていったところであります。

その事業運営を決算書236ページの歳入から御説明いたします。

歳入の要となります国民健康保険税は、前年度比3.1%の減となりました。収納率については全体で84.68%で、前年度より3.5%増加しております。

繰入金につきましては、人件費、事務費、保険税軽減措置及び保険者支援として保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業など一般会計からの法定内繰入れであります。

諸収入は、国保税の延滞金、保険過誤給付の返納金が主なものであります。

続きまして、240ページの歳出を御説明いたします。

国保事業の70%の支出額を占める保険給付費は、前年度比3.2%の増であります。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納める納付金であります。

保健事業費につきましては、主に特定健康診査及び特定保健指導を実施しており、前年度比2.16%の減であります。

諸支出金につきましては、平成30年度療養給付費等負担金及び退職者医療交付金の交付確定による返納金、直営診療施設勘定繰出金が主な支出であります。

決算額は、歳入総額6億6,642万2,040円、歳出総額6億3,298万4,544円、差引残額3,343万7,496円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第55号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年9月27日、厚生労働省は全国の424の公的病院について再編が必要と実名公表を行いました。宮崎県内においても、五ヶ瀬町立病院も含め7つの病院名が公表されました。今回の公表の手法や、基となった基準について、その根拠が不明確であると指摘しつつも、五ヶ瀬町にとって病院機能の再編議論は重要かつ緊急性の高い課題であります。

西臼杵3公立病院は、平成31年3月に西臼杵地域公立病院部会を設置し、今後の公立病院の在り方に関する協議を加速させてまいりました。平成31年度においては、各病院の現状分析、将来予測、問題点の整理を行い、令和2年度からの議論の基礎データを収集・分析いたしました。

当院では、引き続き、国保直診としての本来の役割である予防医療を全うするという観点から、また、経営改善の一環として、健診事業や予防接種事業等の公衆衛生活動にも福祉課や教育委員会と連携し取り組んでまいりました。

常勤医師の体制は、崔林承院長、岡崎智樹副院長の2名体制であります。また、熊本大学消化器外科及び循環器内科へ派遣継続の要望を行い、それぞれ週1回医師を招聘し、高千穂町国民健康保険病院からも整形外科及び耳鼻咽喉科医師を週1回派遣いただき、診療体制を維持いたしました。

さらに、当院は、地域医療を担う医師を養成するために、宮崎大学医学部の協力病院として卒後研修医等の研修生の受入れを行っております。今後も関係機関とのさらなる連携を図り、医師確保に努め、町民が安心して利用できる病院づくりに努めてまいります。

それでは、決算状況について、ページを追って御説明いたします。

決算書1ページ、収益的収入は、病院事業収益、決算額5億5,312万8,457円、内訳は、医業収益4億2,114万989円、医業外収益1億3,198万7,468円となっております。

2ページ、収益的支出では、病院事業費用、決算額5億7,049万3,108円、内訳は、医業費用5億6,107万4,414円、医業外費用772万3,060円、特別損失169万5,634円となっております。

3ページ、資本的収入、決算額は218万9,000円で、内訳は繰入金となっております。

4ページ、資本的支出、決算額は6,039万206円、内訳は、企業債償還金5,112万9,206円、建設改良費926万1,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,820万1,206円は、損益勘定留保資金で補填を行いました。

5ページ、損益計算書は、医業収益に対する医業費用、医業外収益に対する医業外費用を対比して記載しております。

医業収益から医業費用を差し引いた営業損益は、1億3,209万6,842円、医業外収益から医業外費用を差し引いた利益は、1億1,233万2,100円であります。

6ページを御覧ください。収益から費用を差し引いた当年度経常損益は、1,976万4,742円でありました。特別損失169万5,634円を差し引いた当年度純損益は、2,146万376円となり、前年度繰越利益剰余金1,944万9,066円で補填しても、201万1,310円の欠損金を生じる結果となりました。

次に、9ページ、貸借対照表について御説明いたします。

資産の部、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産の合計で6億8,119万6,621円、流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品の合計で4億5,727万7,201円となり、資産合計は、11億3,892万3,822円となります。

負債の部、固定負債合計は3億9,409万3,644円であります。

次に10ページ、流動負債合計は、9,433万5,472円、繰延収益合計は5,752万7,879円で、負債合計は5億4,595万6,995円となります。

次に資本の部、資本金合計は2億4,879万6,210円、剰余金合計は3億4,417万617円、資本合計は5億9,296万6,827円となります。

負債合計額と資本合計額は合わせて11億3,892万3,822円となり、資産合計額と一致するものであります。

病院事業状況報告につきましては、11ページから22ページまでに記載しておりますが、詳細につきましては所管の委員会におきまして事務長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第56号平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

31年度は第7期介護保険事業計画の中間期でありました。第6期と比較すると第7期の給付費の伸びは減少しておりますが、前年度との比較では幾分上がっております。

今年度が第8期の計画策定期でありますので、必要なサービス量の把握及び施策の検討を行い、適切な事業実施に努めてまいります。

それでは決算書278ページ、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

保険料8,109万555円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、現年度分の収納率は、100%となっております。

使用料、手数料は、介護保険料の未納者に対する督促手数料です。

国庫支出金1億2,203万7,900円につきましては、介護給付費に対する負担金と財政調整交付金、事務費分、及び地域支援事業費、保険者機能強化推進に対する交付金です。

支払基金交付金1億456万3,280円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に当たり、介護給付費及び地域支援事業費の負担割合に応じ、支払基金から交付されたものです。

県支出金6,817万7,500円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に対する負担金及び交付金です。

繰入金7,535万3,637円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負

担金、人件費及び事務費及び低所得者層の保険料軽減分について一般会計から繰り入れたものであります。

繰越金は、30年度からの繰越額です。

諸収入につきましては、第三者行為受入金及び介護報酬返納金及び地域支援事業の利用者負担金です。

次に、282ページの歳出について御説明いたします。

総務費1,830万6,388円につきましては、総務管理費、介護認定審査会費が主なものであります。

歳出総額の81%を占める保険給付費3億7,269万3,409円につきましては、要介護者に対する介護サービス費、要支援者に対する介護予防サービス費、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費が主なものであります。

地域支援事業費3,982万6,657円につきましては、介護保険の被保険者に対する介護予防事業の費用、地域包括支援センターの運営費、地域包括ケアシステム構築のための事業、及び介護予防・生活支援サービス費が計上されております。

諸支出金2,976万9,316円につきましては、30年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算による、国及び県への償還金、及び介護給付費準備基金に積立いたしました基金積立金が主なものであります。

次に、332ページ、介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

サービス収入95万1,150円につきましては、要支援認定者への介護予防サービス計画作成における収入であります。

繰入金につきましては、保険事業勘定からの繰入金です。

次に、334ページの歳出について御説明いたします。

総務費115万1,938円につきましては、地域包括支援センターの事務費になります。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定合わせての決算額は、歳入総額4億7,602万3,989円、歳出総額4億6,059万5,770円、差引残額1,542万8,219円を翌年度に繰越いたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして、担当課長から説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第57号平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

75歳以上の後期高齢者の医療費は全国的にも増加傾向にあります。それに伴い保険者の負担も増加しています。そのような中、医療費の抑制と保険料納付への理解を求め、安定的な会計

運営を目指してまいりました。

その事業運営を決算書346ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収及び口座振替による普通徴収がありますが、前年度から9.4%の伸びとなりました。徴収率は全体で99.4%となっており、前年度より0.2%増加しております。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金で一般会計からの繰入れであります。

続きまして、348ページの歳出を御説明いたします。

総務費につきましては、事務費等の支出であります。

後期高齢者医療広域連合納付金の内訳につきましては、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定負担金であります。

保健事業費につきましては、後期高齢者健康診査に係る委託料等の費用であります。

決算額は、歳入総額5,438万3,097円、歳出総額5,389万6,565円、差引残額48万6,532円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第58号平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計決算について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬町奨学金特別会計につきましては、佐伯勝元氏からの寄附金を佐伯勝元教育基金として積み立て、その基金の一部を奨学金として制度化し、併せて特別会計を設置するものです。

奨学金の貸付けを受ける者は、五ヶ瀬町に住所を有し、生活実態のある者の子弟であって、学校教育法第87条に定める大学に在学する者で、学資の支援が必要と認められる者となっております。

歳入は、一般会計繰入金が576万円。歳出は、奨学金費が576万円となっております。貸付金対象者は、4年制大学及び6年制大学に進学する9名となっております。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの7件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第15. 議案第59号

日程第16. 議案第60号

日程第17. 議案第61号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第15、議案第59号五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第61号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてまでの3件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号から議案第61号までの3件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本3件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第59号五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、職員の特殊勤務手当のうち防疫等作業手当について、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第60号公の施設に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、坂本地区多目的施設及び林業広場における現状の利用状況を考慮し、公の施設から除外することで、より弾力的な施設の利活用を図るためのものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第61号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正については、平成28年1月よりマイナンバーカードの発行が開始されたことに伴い、新規交付が終了した住民基本台帳カードの交付手数料、及び令和2年5月の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、取扱いが廃止された個人番号通知カードの再交付手数料について、廃止するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの3件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第18. 議案第62号

日程第19. 議案第63号

日程第20. 議案第64号

日程第21. 議案第65号

日程第22. 議案第66号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。

日程第18、議案第62号令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第22、議案第66号令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第66号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第62号令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、新庁舎建設に伴う倉庫・車庫棟建設工事費の減額、河川暗渠化工事費、原材料費の追加、庁舎什器等一般備品購入費の増額、国民健康保険病院事業会計繰出金の増額、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費の追加、自然の恵み資料館空調設備工事の追加、現年発生災害復旧事業費の増、減債基金積立金の増並びに新型コロナウイルス感染症対策各種事業費の追加が大きなものとなっています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億円を追加し、歳入歳出決算の総額をそれぞれ67億9,400万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明いたします。

町税は、固定資産税を947万7,000円増額しています。

地方交付税は、普通交付税を7,041万6,000円追加いたします。

国庫支出金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費補助金が主なものです。

県支出金は、総務費県補助金の応援消費プレミアム付き商品券発行事業補助金の追加、農林水

産業費県補助金の鳥獣被害防止総合支援事業補助金の追加、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金の追加、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金及び現年発生林業施設災害復旧事業補助金の増が主なものです。

財産収入は、支障木伐採売払い収入と間伐材収入を495万1,000円追加いたしました。

諸収入は、後期高齢者医療広域連合療養費負担金の560万6,000円の追加が主なものです。

町債は、総務債の市町村役場機能緊急保全事業債を1億310万円の増額、災害復旧債の現年発生農林水産業施設災害復旧事業債を670万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業債を940万円増額し、臨時財政対策債を1,139万3,000円増額しました。

次に、2ページの歳出の主なものについて説明いたします。

総務費は、財産管理費の新庁舎倉庫・車庫棟建設工事費の減額、河川暗渠化工事請負費、原材料費の増額、新庁舎什器等購入に係る備品購入費の増額、コンピューター管理費のシステム及び機器保守委託料の増額、地域振興費の五ヶ瀬町移住・定住促進事業補助金の増額が主なものです。

民生費では、社会福祉総務費の地域福祉計画改定業務委託料の減額が主なものです。

衛生費では、病院事業への繰出金を増額しました。

農林水産業費は、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を増額しました。

商工費は、商工振興費に新型コロナウイルス感染症対策プレミアム商品券発行事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策指定管理者支援給付金の追加、観光費に特産センターのトイレ改修工事、町内観光施設への新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費、森林公園事業にレンタル用品の購入、造雪機、圧雪車等整備に係る修繕料を追加しました。

土木費は、土木総務費にがけ地近接等危険住宅移転事業補助金を追加し、道路新設改良費の工事請負費を減額しました。

消防費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費を追加しました。

教育費は、公立学校情報ネットワーク環境施設整備に係る工事費の追加、学校情報機器整備に係る備品購入費の追加、自然の恵み資料館の空調設備工事が主なものです。

災害復旧費は、現年発生に対応するため増額しました。

諸支出金は、公共施設等整備基金積立金、減債基金積立金、新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業基金積立金を追加しました。

次に、5ページの第2表地方債補正について説明します。

これは、各種事業費の変更により、地方債借入予定額を調整したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第63号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ868万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,524万7,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

国民健康保険税は、現年度課税分及び滞納繰越分の調定額に合わせて減額しております。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

予備費については、繰越金を調整し増額計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第64号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、及び、資本的収入及び支出の増額を行うものです。

実施計画書1ページを御覧ください。

予算第3条に定めました収益的収入の病院事業収益の医業収益のうち、入院収益を3,133万3,000円、外来収益を1,500万円減額し、医業外収益のうち町負担金を4,300万円、その他医業外収益を333万3,000円増額し、特別利益を1,380万円増額するものです。

次に、2ページ、病院事業費用の医業費用のうち、給与費を246万5,000円、材料費を544万2,000円減額し、経費を790万7,000円増額し、特別損失を1,380万円増額するものです。

次に、3ページ、予算第4条に定めました、資本的収入及び支出の、資本的収入の町負担金を4,700万円増額し、企業債を3,370万円減額するものです。

次に、4ページ、資本的支出の建設改良費のうち、機械及び備品購入費を455万4,000円、病院建設費を700万円増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第65号令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、国等への償還金が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ913万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,572万6,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

保険料は、調定額に合わせて調整しております。

繰入金は、人件費及び事務費、また低所得者保険料軽減分の前年度の清算に伴う追加分に係る一般会計からの繰入金を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を財源の調整として計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、人件費及び事務費を計上しております。

保険給付費は、サービス間での組替えを行っております。

地域支援事業費は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る分を計上しております。

諸支出金は、国、県、支払基金の介護給付費負担金等の償還金が主なものです。

基金積立金については、介護保険料の余剰金として見込まれる額について計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第66号令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ188万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,624万3,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の調定額に合わせ減額をしております。

繰入金は、事務費を一般会計から繰り入れるものです。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費については、システム改修に係る委託料を増額しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の調定額に合わせ減額しております。

予備費につきましては、繰越金を調整し増額計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

---

### 日程第23. 議案第67号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第23、議案第67号権利の放棄についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第67号権利の放棄について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回権利を放棄しますのは、病院事業会計の診療費債権23件、379万5,468円であります。

従来、公立病院の診療費債権の時効は、旧自治省通知により地方自治法第236条の適用で5年とされておりましたが、最高裁の平成17年11月の判決によりますと3年とされ、債務者の時効の援用がなければ永遠に残り続けることになります。

このことから、時効、生活困窮、本人死亡、所在不明等により回収が見込めないこれらの債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、明日9月4日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時12分散会

---

# 2 目 目

令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(一般質問)  
令和2年9月4日

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（8名）

1 番 渡邊 孝 議員	2 番 佐藤 成志 議員
3 番 綾 健一 議員	4 番 秋本 良一 議員
5 番 白瀧 徹哉 議員	6 番 甲斐 松男 議員
7 番 小笠まゆみ 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	猪野 貴一
監 査 委 員	菊池 孝男

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	戸高 勝洋	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	小迫 幸弘
会 計 室 長	北島 隆二	町民課長代理	井植 順子
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	垣内 広好
--------	-------

午前 9 時 56 分開議

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

御報告します。本日、齊家町民課長より欠席届が提出されております。代理として、井植税務グループ長が出席いたします。

---

### 日程第 1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は、通告順に発言を許します。

初めに、8 番、小笠まゆみ議員、御登壇願います。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） 8 番、小笠まゆみでございます。通告に従い一般質問を行います。

三ヶ所地区戦没者慰霊碑移転について。

三ヶ所地区戦没者慰霊碑と病院慰霊碑も併せて、現在の位置は参拝者に厳しい場所となっております。遺族の高齢化、維持管理のことを考えると移転が必要ではないでしょうか。

次に、妊婦及び 4 月 28 日以降に誕生した赤ちゃんへの特別定額給付金について。

新型コロナウイルス感染症により、出産や妊娠中の心の負担は計り知れないものがあります。自治体独自で 10 万円の特別定額給付金を出しているところがありますが、その考えは、4 月 28 日時点で妊娠していた人、来年 3 月 31 日までに母子手帳を交付した人を対象に交付すべきではないでしょうか。

次に、集会施設へのエアコンと換気扇設置助成について。

30 度を超える熱中症危険度が高い日々が続いております。高温も一つの災害と捉え、避難所になり得る施設に対して、感染症予防のための換気扇設置とエアコン設置に対して助成をする考えはないか。

追加質問として、過去の質問において、コミュニティ事業を活用して、一般にも要望を募る旨の発言があったが、どうなっているのか。

以上です。

それでは、まず、1 問目の三ヶ所地区戦没者慰霊碑移転について、町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠まゆみ議員からの第 1 点目の質問、三ヶ所地区戦没者慰霊碑移転についての御質問にお答えします。

御質問の三ヶ所地区戦没者慰霊碑につきましては、当時、日本では、日清・日露戦争以降の富国強兵策として、現役を終えた軍人を訓練する目的で、帝国在郷軍人会という組織が結成され、西臼杵郡においても宮崎支部の一部となり、兵力の増強を目的とした在郷軍人分会により、軍人墓地として昭和20年12月に現在の場所に建てられたと、五ヶ瀬町史に載っております。

ちなみに、鞍岡地区については、同じく現在の場所に、昭和18年5月に建てられたということでございます。

そして、太平洋戦争終了後は、これまでの間、それぞれの慰霊碑の前で戦没者慰霊祭が毎年遺族会と行政との共催という形で、しめやかな中にも、盛大に行われていました。

ただ、戦後75年が経過し、三ヶ所地区遺族会の会員でも高齢化が進み、現在では戦没者の妻である正会員の方は僅か2名となっているようでございます。子、兄弟、孫などの準会員で清掃活動などの奉仕作業を行っていただいておりますが、準会員の皆さんも、既に80歳を越えるという方もいらっしゃるような状況となっております。

そのような中、今年4月21日に三ヶ所地区遺族会会長がお見えになり、慰霊碑の経年変化に伴う損傷の状況とか、関係者の高齢化にある、現在の場所への登りとか、下りが厳しいことなどにより、慰霊碑の移転についても検討してほしいという旨の要望を受けたところでございます。

そして、担当課の福祉課に具体的な分析と検討を指示し、現在遺族会の役員の皆さんと福祉課のほうで協議を行っている段階でございます。

基本的には、現在の慰霊碑を今後どのようにするかという課題もありますが、慰霊碑自体の目的として、戦没者を追悼することは当然としまして、今後、戦後生まれの世代が、どのようにして我々先代の方々が経験した戦争を継承し、平和を発信する役割をどのように発揮していくかのための、平和学習へとつないでいく、そういったのが大切なところかなと考えているところでございます。

そのために、現在検討はしておりますが、今後の慰霊碑の在り方検討会とかいったものを、遺族会だけではなく、町内それぞれの有識者に参加していただいて、期限をもって、ある程度の期限内にその方向性を見極めるべきではないかと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 小笠です。先ほど議席番号8番というふうに言いましたが、7番なので訂正をしておきます。

今、町長のほうから答弁を頂きました。実は、私のほうが遺族会に青年部を結成しようという全国的な流れがありまして、その中で、宮崎県も当然ながら、平成30年の2月に青年部の結成大会が行われるということで、29年に9つの連合会で青年部というものが立ち上げられたと、

そして今年2月に西臼杵に青年部を立ち上げたというような経緯があるんですが、その状況、背景というのは、何かといったときに、町長のほうからもありましたとおり、遺族、今、正会員が五ヶ瀬町で2名ということで、あとは要は家族、子供さんです、そういった方、それから今、その枠を広げているのが、孫、孫の妻、それから、めい、おい、そういったところにまで枠を広げて、会員を募るといような状況になっております。

私が青年部の役を、幹事を受けるという流れになって、この質問ということではなくて、実は、私は議員になってから商工会の会長という部分もありまして、鞍岡地区も三ヶ所地区も、慰霊祭に毎年参加させていただいておりました。

ただ三ヶ所地区はどうしてもあの坂が、自分自身もきつかったんですけど、年々やおいかんという声が大きくなってくるというのと、それから遺族会そのものの動きにも準じているのもあると思うんですけども、参列する方が激減してきたというのをここ15年見ていて、感じているところでありました。

そういうことで、誰しもが、英霊顕彰含めて戦争してはならないということと、やはり平和を願って手を合わせるができるような場所に、小さな規模でもいいので移転をして、誰もが常日頃からそこを目にする、手を合わせるができるような、そういったものにしていくことが平和を願う気持ち、そういったものに結びついていくんじゃないか、風化をさせないんじゃないかという思いがありまして、今回質問をさせていただくという流れにしました。

その中で、会長、宮本さんと、いろいろとお話を差し上げたところ、町のほうにもお願いに行っているんですよという話と、あと町のほうとしても、前、建立したのは行政じゃないけれども、やはりこれは行政としても、しっかりと考えてやっていかなければならないことだと思っている、というふうにお返事を頂いていますということで、これはこれから先のことを考えると、維持管理も特に大切なことなので、移転という部分をしっかりとやっていただきたいなという思いで質問させていただきました。

その中で、会長がおっしゃったのが、原田町長のときに移転をぜひとも実現させてほしいというのが私の思いです、というふうにおっしゃったんですが、宮本さんも、もう80を越えてらっしゃるといところで、本当にこれから先のことを心配されております。そういった時点で、期限をもって検討を進めていくといような答弁をいただいているので、この期限というものを一体どこにお持ちなのか、その考えがあれば伺わせてください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠まゆみ議員からの再度の質問で、先ほど私から答弁させていただきました、外部検討組織を立ち上げる形で、今スタートを詰めております。

ただ、先ほども答弁したとおり、ただただやっても意味がないので、短期的に協議をしていた

だいて方向性を出す。行政として、移転先と、また方向性が見極められれば、こういった支援でやるのかというも含めて、検討する必要があると思っていますところでは。

ただ、一つ気になるのが、期限はどう考えているかですから、例えば今年度内に立ち上げて、来年度の恐らく3月じゃ厳しいと思うので、若干延ばして年度途中までかかるんじゃないかなというふう話を、今、担当課長としているところです。

既に、検討組織の案もつくって、こういうメンバーではいかがというところの提案も頂いていますので、9月議会内には、方向性をしっかり見極めていきたい、期限的なものも見極めていって、小笠議員をはじめ質問があった方には、お知らせせんといかんかなと思っていますところでございます。

ただ一番気になるのが、移転先が、当然先ほど言った平和学習とか、戦争のこういったものを絶対起こしたらいかんという、意識の醸成の継承をやっていくという施設なので、ある程度、町民の皆さんが集まりやすいところじゃないといけないというのがあると思うので、そういったときに、今の忠霊塔の場所を、今、町民のある方の個人名義の墓地という形で登記されておりますが、その部分を今後どう管理していくか、あの近辺を草切りとか、枝木を切ったりやらないと、大変な状況になるのかなという気がしていますんで、何か公園化とか、あの施設を、それから病院の災害の慰霊碑もありますので、それは病院のほうで、この前、49年を迎えた慰霊祭やりましたが、その中でも病院のほうでお花をあげたり、管理しているということですけど、全体の管理をどうしていくかというの、今度立ち上げる検討会と一緒に議論していくことが必要かなと思っていますところでは。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 実際、私は中に入ってお骨を見たわけでも何でもありませんけれども、水がたまっていると、ゲジゲジとがすごいらしいんですね。そういった部分と、あとやっぱり慰霊碑そのものにも、ちょっと危険な部分がある、修理する必要があるというお話も聞いています。

私は、最初病院の慰霊碑も同じように下に下ろしてというふうに考えていたんですが、先日上に登らせていただいて、また新たな形で慰霊碑も造り直していただいているというところもあるので、私は、藤棚も含めて、あそこは公園化するという部分が一番いいんじゃないかなというふうには考えているんですけれども、とにかく要望の声と現実とをしっかりと把握していただいているようなので、この件は検討会も含めて、お骨を引き取りたいという御遺族もあると、現在242柱の慰霊碑となっているわけですが、そういった遺族の方々との協議も当然必要となってくると思うので、そういったところを踏まえて担当課と話を進めていただければ、お願い

を申し上げたいと思います。

それでは、2点目に関しまして、町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。それでは、小笠まゆみ議員からの2点目の質問、妊婦及び4月28日以降に誕生した赤ちゃんへの特別定額給付金についての御質問にお答えさせていただきます。

小笠まゆみ議員御指摘の特別定額給付金につきましては、国のほうで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、基準日となる令和2年4月27日において、住民基本台帳に記載されている者を給付対象者として、1人につき10万円を給付するというもので、事務費も含めて、国のほうでは約1兆2,800億円を投じて実施されたものであります。

ちなみに本町での給付率は既に100%ということでございます。

ただ、同じ学年となる新生児については、誕生日が4月27日を境に、給付対象者と非対象者となりますことから、同時期に出産を経験した妊婦さんにとっては、緊急事態宣言下での出産について、心の負担は計り知れないものがあつたと推察するところです。

実は、我が家でも、5月13日に、息子夫妻が出産を経験しましたが、産婦人科においても一切面会はできないと、また体調を壊して県病院に緊急転院についても、付き添い等は全くできないという状況で、妊婦さん本人の気持ちの心細さは、並大抵のものではなかったんだろうと考えているところです。

そのようなことから、私自身も第1弾の臨時交付金を検討する折に、他の自治体の取組について、様々な意見交換をしてまいりました。特に、今ありました町単独の特別定額給付金ということについては、木城町の町長から、町独自で4月28日以降の新生児についても対象にしたいと考えているというお話も聞いておりまして、この点については、それぞれの自治体の事例も踏まえて検討をこれまでできてきているところでございます。

現段階では、出生者から考えますと、令和2年4月28日から8月26日までの出生者が7名、8月26日から3月31日という基準日を仮に設け出したときに、出生予定者は今のところ6名という状況で、現段階では、3月31日という区切りとすると13名という状況でございます。

ただ、小笠議員から指摘があつております、4月28日時点で妊娠されていた人、来年3月31日までに母子手帳交付を受けた人を対象に交付すべきじゃないかという意見も受けておりますし、いろんな他の機関から要請活動も来ている中で、やはりその部分も重要なポイントとして上げられておりますので、役場内でも、福祉課とそこ辺の在り方についてどうすべきかということで、今、議論しています。

昨日も担当の保健師はじめ、やはり女性じゃないと分からん部分があるので、女性の保健師の

職員とちょっといろいろ意見交換もさせてもらったときですけど、現段階では、木城町以外にも、新富、高千穂、実施に向けて踏み切っておられますし、今回、児湯郡関係もそういう動きがあると、お聞きしていますので、それぞれの意見も参考にさせていただきながら、最終的には、11月の第3次地方創生臨時交付金の申請の中で、事業の入替え等もしなきゃなりませんし、そういった形で、その時期に向けて、どうあるべきかを検討をしていきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） この質問というのは、当然なぜ4月27日が基準日なんだろうと、例えば4月1日とか、そういったものではなかったというところから、まず自分の中に疑問が生じた。

そして、何日か後に出産をした、赤ちゃんが生まれたとかいう話も当然いろいろ情報が入ってくるわけですが、国会議員の先生にも数名お願いをしました。国のほうでしっかりと、例えば今年度誕生する赤ちゃんに対しては、お腹の中にいるという時点で一人の人であるという認識で、やはり給付をすべきじゃないか、給付をしてあげるべきじゃないかという話を投げかけましたが、妊婦に対するいろんな支援というのを、国のほうは考えていますということ、それとあと、それに関しては、各自治体で判断をして交付をされているところがあると、福祉課長のほうから頂いている部分に、全国でも101の市町村でもう取組をしていると。

鳥取県なんかは、19市町村中11市町村がもう10万円の給付を決めている、それ以外のところは、例えば出産をしたときのお祝い金を増額するとか、あと商品券の配布をずっと、そのときだけじゃなくて、それ以降も続けていくとか、いろんなやり方をそれぞれの自治体で決められているようです。

新富は生まれてきた赤ちゃんに対して、双子だったら、一人一人で10万、10万というような形で、生まれてきた赤ちゃんに対して給付をしますということでした。4月の1日までに生まれた新生児に対して行いますと。

高千穂ややこしくて、何月何日までに生まれた子供とか、妊娠した人とか、その妊娠証明書を出した人とか、いろいろやっていますけど、それがなぜかというところ、高千穂町長は、生まれてきた赤ちゃんではなく、妊娠しているお母さん、出産したお母さんに対して給付するという形にされております。

なので、五ヶ瀬町はどちらを選択するのかというところを考えたときに、まず、給付ありきというふうには受け止めていいですか、まずそこを確認させてください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠まゆみ議員からの再質問で、基本的には定額給付金、先

ほど小笠議員が当初を話されたとおり、基準日が4月27日がどうなのかというところが、最初の疑問点であって、その部分を申請書とか、受け付ける側としては、基本的には出生者の年度内というのが基本かなと、あとは同学年となれば、4月1日までが対象者になりますんで、そこを基準に、私自身は、今、担当課に検討指示をしているところです。

ということで、金額も含めて定額給付金の基準日に対する矛盾を解消するというのが、原則かなと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 給付ありきということで、申請という部分がどういったものになるのかというところの決定だと思います。

私は、3月31日時点で母子手帳交付した人というふうに書いておりますけれども、高千穂の妊娠した人ということで、結局令和3年度に出産するであろう妊婦さんにも給付するというようなやり方と、ここでまた不平等という部分が生まれてくるというので、学年という捉えをして、4月1日まで生まれた赤ちゃんに対して給付をしていただくというのが、いろいろ考えた上で、それが一番正解じゃないかなというふうに、私自身も考えております。

ぜひ、これは確実に実行していただけるようにとお願いを申し上げます。

そして、3番目、集会施設の件であります。この件に関しまして、答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠まゆみ議員からの3つ目の質問、集会施設へのエアコンと換気扇設置助成について、私のほうからお答えさせていただきます。

小笠議員から御指摘のとおり、メールも頂きましたけど、今年の夏は、五ヶ瀬町においても、特に昼間30度を越す、35度近く真夏日というような、そういった日が数日間続いたところです。

また、全国各地でも35度というか、40度を越すような猛暑日も各地で観測されるなど、非常にやはり温暖化の影響が、異常な気象が続いております。

また、それに伴い熱中症患者も増え、この夏の高温も一つの災害と、議員おっしゃるとおり、言い方もあるのかなと、私自身も捉えております。

そういった中で、公共施設のエアコン設置につきましては、平成30年の第4回定例議会の一般質問において、現議長であります甲斐政國議員から、当時の質問があり、避難所のうち、町が開設する6か所の避難所については、上組小学校体育館を除いて、既に空調設備が整っており、3か所の福祉避難所にも、既にエアコンは整備されているとお答えしていたところでもあります。

また、未整備であった上組小学校の体育館については、今回、ドーム等を含めてスポットクー

ラーなるものを導入予定して、どうしても暑いときについては、そういう大空間でも、部分的にスポットクーラーで冷やすというような設備も導入するということになっております。

ただ、自主避難所に当たります、それぞれの地域の集会施設等については、現段階では、それぞれの地域の公民館長さん方が管理されておりますので、必要に応じてコミュニティ助成事業というような事業を活用してもどうかとお答えしたところでございます。

それ以降、自主避難所に当たります地域の集会所については、一部コミュニティ事業を活用し、空調設備をされた施設もございますが、このコミュニティ助成事業自体が、非常に採択枠が限られておまして、申請しても、必ずその年に採択されるというものではない状況ですので、この事業をフル活用するというのも、難しい状況になっております。

今回、国のほうでは、コロナウイルス感染症対応のための、先ほどもお話ししましたけど、臨時交付金が予算化され、既に本町としても、今回の補正予算を含め、様々な事業展開をさせていただいておりますが、一定の活用制限というのもしておりますので、現在のところ、この交付金を活用して希望されるところに全てエアコンをつけるということは、厳しいのかなと考えております。

ただ、集会施設でも、それぞれの地域で整備要望等はあるかと思っておりますので、今後こういった質問があった中で、公民館長さんたちとの意見交換を通じて、要望箇所の把握を取っていききたいなと思っております。

教育施設はエアコンもつくような事業もできましたし、先ほど、これだけ暑かれば、いくら中山間地域、標高が高い地域でも、やはり高齢者が増える中で、いろんな活動するのに支障があるという部分も出てくると思っておりますので、その辺も、宮崎県の担当部署とも意見交換をしながら、何か策が見えてくればいいのかと思っております。

私は以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 今、答弁を頂きましたが、一番心配なのは、やっぱり熱中症発症というのは当然なんですけれども、この週末にも台風が来ますが、それで地域の、例えば、兼ヶ瀬であれば、兼ヶ瀬の公民館に避難しました。暴風です。締め切らなければなりません、といったときに、エアコンじゃなくて、扇風機でいっちゃがという運営委員会の判断があつて、女性陣が切れたという、過去の経緯があるんですが、扇風機、暑いときでも夜であれば扇風機でいいでしょう。

ただ、換気ができないということになると、やはり換気扇という部分、換気、それを避難所にする以上はやるべきじゃないかなという部分。

それから、あとスポットクーラーというお話も頂いたんですが、エアコンつけると何十万も、

広いところであれば、特に何十万もの負担になる。だけど、スポットクーラーなど、ごろごろと移動ができて、風の向きも自由に変えられるという簡易的なもの、それで十分じゃないかなというふうに思うんです。

だから、そういったものをしっかりと地域の館長さん方から、要望を聞いていただいて、そして、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用事例集の中に、何とかこうはめ込むことができるっちゃないかなって、正直思わないでもないんです。

できない理由はたくさん出てくるけど、こうやったらできるっちゃないかっていうところを探ったほうが、実現に向けられると思うので、まずは地域住民から、そういうニーズがあるんだと、コロナ感染とか、ウイルス感染とかいうものを未然に防ぐために、クラスター発生源にしないために、換気も必要なんだと、そしてこの熱中症という部分の対応も必要なんだと、熱中症で亡くなられた方たくさんいらっしゃいます。

年々こういった状況が出てくるんじゃないかなということも想定されるわけで、こういったところを含めて、前もってこういった財源があるときに、しっかりと要望を聞き取っていただいて、全額とは誰も言うてなくて、一部でも助成をしていただけるような流れというものを、つくっていただくといいんじゃないかなと、やはり町民あつての行政という部分がありますので、命を守るという部分でも、また我々の町は、南海トラフのときの後方支援基地にもなっておりますし、そういった集会施設などが、いろんな方が入ってきて、避難所に利用される可能性もないわけではない。

そういったときに、最低限のそういうものないよということよりも、どうぞ、ここも、ここも使えますというぐらいの町に、今この財源を活用して、ぜひともやっていただきたいというふうに思っています。再度、御意見をください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 小笠まゆみ議員からの再度の確認の御質問ですけど、先ほど言いましたとおり、今提案があったスポットクーラーとか、どこでも利用できるようなものが一番使いやすいのかなと思いますし、議員御指摘のとおり、できることなら、非常に厳しい財政の状況なので、臨時交付金等に、悪いことするわけじゃないっちゃから、議員先ほど指摘があったとおり、理由づけをして、できれば、それは我々の責任として申請できるものと思っておりますので、そこ辺も併せて、先ほどの再申請の件もありますので、そこ辺も併せて検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） いいですか。

○議員（7番 小笠まゆみ君） はい。

.....

○議長（甲斐 政國君） では、次に、4番、秋本良一議員、御登壇願います。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。通告に従い一般質問を行います。

防災及び緊急事態活動の組織編成について。

近年では、50年に一度とも言われる自然災害が全国各地で発生をしております。直近では7月3日から31日にかけて、梅雨前線による集中豪雨が発生し、熊本県を中心に、九州や中部地方など、日本各地で甚大な被害が発生をしております。

お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

また、町内からもボランティア活動として、多くの支援物資を届けられたと聞いており、暑い中での活動に心から敬服するものであります。

さて、町内においても、暴風による山林が崩壊し、河川の氾濫などで、一時的に孤立した集落もあり、また、季節の自然を求めた入山者の遭難、けが人の捜索、火災や不慮の事故等々、予測不能な出来事が発生をしております。

いずれにしても、その対応には、地元消防団の迅速な活動があり、敬意を表するものであります。しかしながら、現在、その消防団員の減少が危惧されており、急務であることは御承知のとおりでございます。今後活動できる人員の確保、あるいは組織の編成、また新たに協働、協力して働くこと、共助、助け合いできる組織編成の考えはないかお尋ねいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの御質問に私のほうからまずお答えして、具体的な、また再度の質問もお聞きしておるようですので、私並びに担当課長、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、私のほうから答弁させていただきます。

秋本良一議員御指摘のとおり、消防団本部は、西臼杵広域消防本部が設置された現段階でも、地域住民により構成された地域防災力の主たる役割を担ってきた組織であります。

しかしながら、近年の少子高齢化、人口減少など、それに伴い団員の退団と入団者の減少により、議員言われるように、消防団員の数は年々減少傾向にあります。

消防団員の確保につきましては、各地区の部長さんを中心に、新たな入団可能世代とか、IUターン者に対して、入団の勧誘等を行い、団員の確保に取り組んでいただいているところです。

団員の数が減ってきている現状の中、活動がままならない部分があるということもお聞きしておりますし、消防団本部では、分団、部等の組織の再編についても、逐次協議し、関係する部だけでなく、地区においても協議するよう、指示されているようであります。

町の防災の要でもあります消防団ではありますが、彼らに地域防災の全てをお願いするとい

うことはできませんので、そこはやはり地域の自主防災組織、消防団OB組織、こういった方たちとの連携が必要であると考えているところです。

また、通常の消防団ではない、機材点検の支援とか、初期消火活動の支援、災害時の応援だけとか、活動に限定をした、特定の活動のみに参加して、通常の消防団の活動を補完すると、そういう役割を担います機能別消防団といったものがありますが、こういった新たな組織化も必要な時期に来ているんだろうということで、現在検討を進めているところでございます。

まず、私のほうからは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。今、町長のほうから新しい言葉と申しますか、今、この西臼杵郡3町にないような機能別消防団という組織のことで答弁を頂きました。

機能別消防団員ということは、全国各地に、いろいろ各地で取組が行われて、ここ数年、にわかにかこうした活動が活発になってきているようであります。手元に幾つかの資料も持っておりますけれども、では、宮崎県内のことで、機能別消防団、まずは宮崎市が機能別消防団が13名、小林が23名、それから都農町消防団、都農町がなんと78名の機能別消防団がいらっしゃるということでございます。

それから、日向市が60名、延岡が20名ということで、特に、この機能別消防団で今活動していらっしゃるところで、電話でお尋ねいたしました。

西米良村の活動状況でございます。既に数年前、七、八年前になるかなとおっしゃっておりますが、ここは実際にこうした機能別消防団ということをやっているわけということで、中身についてもいろいろお尋ねすることができました。

この場合には、お尋ねしたところ、機能別消防団員ではなくて、支援団員というふうに呼んでいるということでございます。

要は、災害は、今も10号台風でいろいろとニュース等に出ておりますけれども、災害については前もって予測はある程度できる。ただ、緊急的な活動になったときに、現役の消防団では対応がなかなか厳しいというところもあって、こういうのを立ち上げたということでございます。

事例としてでございますが、ここの支援団員の年齢ですけれども、当然ながら、現役を上げられたOB会中心ということでもありますけれども、最高齢者はなんと80歳の方が入っている。この方は猟師さんらしいんですけれども、猟師さんということは当然いつも山に入っていて、山での遭難とかあったときには、こういう方が来て、道案内をしたりとか、そういう活躍をしておられますよというお話もございました。

そして、また定年制はあるんですかということでありましたが、毎年更新をするということで、本人の意志があれば、定年としておりませんということでもあります。

年間については、後で質問の中でありませうけれども、そんなに多額の費用は出してない。何かあったときのけが、その補償がやっぱり皆さん必要だということで、そういう対応をしておるということでございます。

それでは、まず、緊急事態の活動においては初動、つまり初期段階での行動が命を救うとも言われております。地元消防団の重要性が求められます。そこで2015年、5年前ですけれども、それから2025年、5年後に予測できる範囲で結構ですが、団員数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。秋本議員の御質問にお答えいたします。

まず、団員数であります、2015年、平成27年度当時が223名おりました。平成31年度までの年間の退団者の数と入団者の数が平均で増減を予測しますと、大体5名ぐらい減っていく予想なんです、2025年、令和7年度には182名ぐらいまでに、団員数が減少すると予測しております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 予測としまして、182名というような予測をされているようですが、今の現状からすると、私個人的な考え方すると、もっと団員数が減っていくんじゃないかなという感じがしております。

こうなると、今でも集落に消防団員がいない地区もあるわけですが、もっともっと、集落に団員がいないとなると、緊急事態の活動に対応ができなくなる地域もあると思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。議員言われるように、現在の団員数で見ても活動に支障を来たしつつあるというのが、さらに団員が減少するとなると、なおさらであるというふうに思っております。

そういった事態に対応できるように、町長の答弁でもございましたように、団員が少ない地区の部隊については、機能別消防団というものがありますので、そういったものを組織することで、地区内での火災等の緊急事態が発生した場合に、いち早く初期消火活動ができる、また何らかの災害等に対しても、消防団員への後方支援ができる体制づくりはできるのではないかと考えています。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） そういった中で、団員の皆さんは、現在の消防の活動、また部、

分団の再編成を含めて、それからまた夏季点検の操法要員のことについて、団員の皆さん方の無理はないか、分かる範囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。まず、部、分団の再編成についてであります、これまで消防団のほうと協議、必要に応じて編成については行ってまいっております。

団員が減少して活動に支障が出ているということについては、消防団を通じて確認をしております。

消防団といたしましては、該当地区の部隊だけの問題ということではなくて、地域の問題として、また編成等で合併した場合に、合併先の部隊に負担がかからないように、公民館長さんでありますとか、地区の関係者と協議するよう、分団長より部長に指示しておりますが、まだ具体的には、再編成等話は進んでいない部、分団でもあっているような状況であるというふうに伺っております。

そのような状況ではございますが、消防団本部としては、活動にできるだけ支障が出ないように、再編成については協議している状況でございます。

また夏季点検、操法等についてであります、人数的に厳しく出動できない部につきましては、幹部会等において、欠場の確認を取り、承認しているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 夏季点検、今の操法については、欠場の経緯もあったということで聞いておりますが、以前は団員不足で欠場というのは認められたということもあったようですが、最近では団員のほうから聞いたところによりますと、操法要員満たせば出場するようというような指示があつて、なかなか人がそろわん中で、厳しいというような状況も耳にしております。

それから、団員減少によりましては、先ほど聞いたところによりますと、消防団、また公民館館長さんとか、そういった方たちに相談をするようにということでもありますけれども、再編成、団員任せでなくて、行政主導も必要じゃないかというふうに思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。夏季点検等の出場については、私たちが聞いている範囲では、幹部会で、どうしても人数がそろわない場合には、欠場にしているところがありますが、もしかしたら、最低の要員というのが4名、これ4名ほど必要でありまして、その分4名そろっている状況であれば、できるだけ参加してくれというふうになっているのかもしれませんが。

確認しておりませんが。

あと、各地区での協議事項につきましては、基本消防団本部内での編成でありますので、消防団と各地区で協議はしていただきますが、どうしても必要という話であれば、行政が加わっていくことについてはやぶさかでないと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） ぜひとも、団員の皆さんも減ってきている、幹部の皆さんも減ってきている中で、何か相談しにくいという点も出てくるんじゃないかなという気がしておりますので、ぜひ行政主導のほうでお願いしたいというふうに思っております。

次に、団員数がだんだんと減っていく中においてですが、将来的に、例えばの話なんですけども、10年、15年後に消防団詰所が今、各集落でありますけれども、これ小学校単位に設置して、より合理的な体制としての考えはないかお尋ねします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。現在の詰所を各小学校単位に設置するということに関しましては、各地区に詰所があるということで、有事の際に素早く対応できると、またそこを拠点とした消防防災活動ができるというふうに認識しておりますので、現在、現状としては、各小学校単位に集約し設置するということについては、厳しいのかなというふうに考えています。

ただ、先ほど申し上げておりますような、機能別消防団員というのが組織できていけば、現在の配置状況の中でも、運用は可能ではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 小学校の単位の中というふうに、今の関連でございますけれども、例えば鞍岡地区複合型施設という施設今がございます。中学校跡地であります、あそのグラウンドの片隅に鞍岡の今、中央に置いてあるポンプ車とか、積載車とか、そうしたのも一括に置いて、そして、今後、町長の後の答弁で出てくるかと思いますが、そうした機能別消防団員、そういう方たちが、そこに行ってすぐ火事の現場に走って行かれるんじゃないかとか、そうした対応についても、鞍岡複合型施設、そういったところに消防積載車、ポンプ車とかも一体に管理ができましたら、そういう取組ができるんじゃないかなというふうなことを考えておりましたので、先ほど質問させていただきました。

次に、消防団員減少に伴い、消防のOB、また防災士などと連携し、共助、協働の体制としての組織づくりの考えはないのか、もしあるとしましたら、先ほど、町長のほうでも、機能別消防

団員、そうした組織づくりはしていきたいという、先ほどの答弁がありました。

あるとしましたら、規模的にどういった考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。まず、団員減少に伴います共助、協働体制につきましては、まず消防団法としましては、まずは減少が著しい部隊、地域のほうから、先ほどからの繰り返しになりますが、機能別消防団なりの組織を進めて、消防団本部と連携を図り進めていきたいというふうに考えております。

また、現在、自主防災組織を組織している行政区が、9行政区ございます、町内に。その自主防災組織内でも、この機能別消防団といったものの在り方については、協議していただきたいというふうに思っておりますし、自主防災組織が現在、組織の行政区につきましても、組織化に向けて取り組んでいかなければと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。今の答弁からしますと、規模的には、まず行政区で機能別消防団の組織化をするということの認識でよろしいでしょうか。

また、その場合は、活動を行政区を越えても問題なしという認識でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。機能別消防団員の形、組織の在り方については、これから協議、検討していく話になってまいりますので、どこまで、例えばやはり機能別消防団員にどこまでなっていくかということとか、活動の範囲でありますとか、そういったところは、これから検討に入っていくのかと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 新体制としてできたときの、その組織ができた場合なんですけども、スマートフォンなど活用した情報を共有して、近くにおります機能別消防団員の組織となるかどうかなんですけど、初動対応できると思いますが、そうしたスマートフォンなど活用した取組等について、お考えはないでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。新体制が整った場合の情報共有等に関してでございますが、現在整備中であります情報伝達システム、防災行政無線であります。このシステムの中の機能で、メール配信サービスの構築をいたします。

そのメール配信サービスでは、グループメール登録も可能となっておりますので、そういうの

を活用して必要に応じて対応することを考えています。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 日常的なそうした対応をすることになるということですが、期待を申し上げたいと思います。

日常的な積載車の試運転とか、ポンプの点検とか、操法の訓練、また消火栓からのホースの連結などが、その組織ができれば、体制ができると思いますが、それに伴いましての条例の見直しとかについての考えはないでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。日常的な積載車の試運転でありますとか、ポンプ点検、操作の訓練、ホースの連結訓練等につきましては、これは条例制定することなく、地元消防団と連携を取りながら訓練は可能であると考えております。

積載車等の資機材の取扱い等に関しましては、現行消防団員以外は運転する等については、できないということになっております。

機能別消防団組織化の中で、機能別消防団員と登録された方につきましては、資機材等の操作が可能となるような条例整備化が必要になると思います。

ただ、条例整備する中でも、消防団本部の意見とか、考えもございますので、そこは尊重して反映していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 機能別消防団の組織化を進める中で、登録された方は、資機材等の操作ができるようになるということですが、そしてまた条例化ということですが、時期的には、いつそういった災害というのが分からない状況であります。仮に新年度からの行動ができますよとか、そういった期待をするわけですが、これについての目安についてお答えいただきたいと思いますが、町長のほうにお尋ねしていいですか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの、これまでずっと質問された中で、機能別消防団の設立の時期的なものの部分と捉え、お答えさせていただきます。

機能別消防団という言葉自体、まだ私自身も、今回の質問で新たに認識させていただいて、いろいろ内容を見させていただいたところです。

そういった中で、先ほど紹介ありました、西米良村については、支援団員という形でいろんな道案内とか、それぞれ消防団が減っていく中で、協力する体制を組んでいるということだと思います。

うちの場合も、基本は五ヶ瀬町消防団という6分団があるわけで、やはりそこが基本ということと捉えております。

機能別消防団というのか、支援団員というのか分かりませんが、現段階で消防団と機能別消防団が同じレベルにあるのはおかしい、おかしいというか消防団がやはりそれはどうですかという意見が出ると思っていますので、あくまでも地域別の防災組織、今4つ行政区にあると、総務課長答弁しましたが、その中で、そういったポンプの点検とか、消防団の各分団がお願いしたい事項を、全部拾い上げて、それを条例化する形で、五ヶ瀬バージョンの機能別消防団という形が、一番合うのかなというところを考えております。

時期については、消防団との意見のコンセンサスとか、地元の館長さんたちとの意見交換とかもありますので、秋本良一議員は来年4月からスタートできるかという思いがあるのかもしれませんが、順を追って、総務課で段取りを見させていただきながら、可能な範囲で、これやった方がいいという方向性が、全体の協議で出てくれば、スケジュール的にいつぐらいまでできるという方向性を出していきたいと思っております。

この場所では、いつまでやりますというのは、情動的にまだ言えないという、御理解願いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） まだ機能別消防団という言葉が、まだまだ新しいといえますか、そういうことで、対応的にはすぐにはできないようなお話でございしますが、ただ、災害はいつ起きるか分からないと、当初からそういう話をさせていただいております。

本当に早めにやっておいて、我々が、我々といいですか、その団員に入るとか、入っていないか分からんわけですけども、誰でもが、団員に入った方は、積載車なり何なりに、すぐ行って対応できる、ホースの連結でも、持って行って準備ができる、それから消火栓についてもホースを持って行ってつなぎができると、そういったものというのは一刻も早く、私はやるべきじゃないかなということを考えております。

ここで、この体制ができた場合に、どのようなことが期待できるのか、また、一番心配なのが、先ほどから申し上げておりますように、万が一けがしたときのことであります。補償等についてはそうないと思います。費用弁償についてはそこまでないと思いますが、けがしたとき、そういったことについては、どのようなお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。機能別消防団というのが、いろいろ役割を分担していくか、特化して活動する形になっておりますが、例えば、火災発生時の初期消火でありますとか、通常のポンプ点検でありますとか、12月の夜警等をそういったものに通常消防団員だけで

は、手が足りない、対応ができないときには、機能別消防団員が、それだけを担うというか、とういうようなことができるんじゃないかと感じます。

また、補償とか費用弁償のことについては、全く検討の段階ですが、他の自治体の条件とか条例規則等を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） ぜひとも、そうした、簡単なことですが、自分の村は自分で守るんだという、そういう認識の下で、私質問させていただいておりますので、けがどうかについての補償というのは、明確にできれば、本当にすぐからでも、積載車をもって点検スタイルができるんじゃないかと思っておりますので、くどいようですが、新年度からぜひともということをお願いしたいと思います。

14区でも、26名のOB会がありまして、4班に分けておりまして、そして活動をして消防団員のサポーターとして、現在水利の管理とか、初動活動等については、今やっておるところでございます。

そうした中で、やっぱり一番気になるのが、皆さんがけがしたときとか、そういったときにどうするちゃろ、ただそう言いながらも、目の前で何かあったときに、積載車に乗って行かれんとういうようなことは、これはやっぱりできんでしょう。

そういったところが、目の前に来ておりますので、ぜひとも、早めの決断をお願いしたいと思います。

それから、最後の質問になりますが、町内の防災士の人員と防災士、町長も防災士になられていると聞いておりますが、防災士の人員と、現在までの活動の実績が分かれば、お伺いしたいし、町内での講習会を開催されたりとか、そういった育成等についてのお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。町内の防災士さんの数ですが、県の危機管理局に照会いたしましたところ、町内の防災士の方の人数は、今年4月現在で36名ということで、男性25人、女性11人ということでした。

ただ、この人数につきましては、登録時の住所地での登録ということですので、この数ということでもありますので、転出等で、実際に本町内におられる人数ではないのかもしれないということでございます。

防災士の資格につきましては、あくまでも個人資格でございますので、県の危機管理局のほうも、県内の防災士名簿情報というものについては、防災士の中央組織であります日本防災士機構というところに、名簿照会をして入手しているというものであって、我々も名簿頂けませんかと

お話ししたんですが、それは個人情報の問題もあってできないということでございました。

防災士の活動の状況であります。これについては危機管理局のほうでも、詳細には把握していないということでもあります。ただ、6月に行っております、土砂災害防止訓練のときには、西臼杵郡の防災士ネットワークを通じまして、西臼杵におられます防災士の方の協力については、お願いしているところであります。

講習会ではありますが、講習会につきましては、県内各地で行われておりますが、西臼杵地区の会場につきましては、会場を郡内3町で回しているということで、昨年が五ヶ瀬町会場であったようですので、次回については、このままで行きますと、再来年の五ヶ瀬町会場ということになる予定であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 防災士に登録された方というのは、かなりいらっしゃるんだというふうに、今お尋ねしたところでございます。

なぜ、防災士のことについて質問したかといいますと、防災士を取得されている方につきましては、やっぱり何らかの関連とか、それから防災についての大変興味を持っていらっしゃる方ばかりだというふうに、私は認識しておりますので、ぜひとも、組織ができれば、女性もいらっしゃるし、それぞれの立場で、できる範囲内で機能別消防団員としての共助、協働ができるかというふうに思いますので、防災士の育成と併せて新しい組織ができましたら、ぜひ呼びかけていただきたいというふうに思っております。

また、防災士の育成が、近々五ヶ瀬町でもできるようなことでございますので、ぜひとも、これ町民の皆様方に呼びかけていただいて、できれば、そうした五ヶ瀬であるときには、宿泊費も要りませんので、受講費が6,000円ぐらいだったかと思いますが、それだけで済みますので、私は3泊4日で宮崎に行っていたという記憶がございます。

費用もそんなにかからないので、こういった機会に、町民に呼びかけ、また職員の皆様も、ぜひ、そうした中で一緒になって取り組むということが大事じゃないかなというふうに思っております。

そういうようなことで、町長、こうした甚大な災害というのが、いつ五ヶ瀬にも回ってくるかわからないような状況でございます。私ども、自分たちの村は自分たちで守るんだという認識の中で、機能別消防団員、支援団員になるかわかりませんが、早急に立ち上げていただくことを、お願いして質問を終わらせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

.....

○議長（甲斐 政國君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

前の時計で15分まで休憩したいと思います。

午前11時07分休憩

午前11時14分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に、2番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤成志です。通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

県内の新型コロナウイルス感染症は、約3か月余りの感染者ゼロという日が続きましたが、7月下旬より再び増加、4月の感染者数を大きく越える事態となりました。

また、延岡・西臼杵郡地域でも感染者があり、五ヶ瀬町でもいつ感染症の発生があるのか予断を許さない状況であります。

県内は、ここ2日間は発生がありませんが、いつ増加に転じるか分かりません。

町民の不安を払拭するためにも、町の感染症対策が重要であり、必要であります。現在、どのような具体的な対策を講じているのか伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの新型コロナウイルス感染症対策について、まず私のほうから答弁させていただきます。

本町では、県内で最初の感染者が出ました翌日、3月5日に五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症対策本部というものを立ち上げまして、町長を本部長とし、庁内全ての課長、所属長を構成員として、これまで国や県と連携しながら、様々な対策を行ってきたところでございます。

ちなみに、8月17日に開催しました対策本部会議で20回目を迎えたところでございます。

議員から先ほどありましたとおり、昨日9月3日現在で、県内の感染者は359名、2日間連続して陽性者は出ていないという状況になっております。

これらの状況から考えて、第2波としての感染者の抑え込みもできてきているのかなと考えるところです。

このことを受けまして、宮崎県では、9月1日より県内全域の警報レベルをレベル3の感染拡大緊急警報というものから、レベル2の特別警報に引き下げられ、業務並び、また観光面においても、感染防止には留意しつつも、県外との往来の緩和が図られてきているところでございます。

そのほか、国の非常事態宣言下での対策もあり、第2波と呼ばれる感染拡大下では、クラスター等の集団感染も県内で発生しましたが、国、県の対応もおおよそマニュアル化され、濃厚接触者等の調査もスムーズに行くようになったことや、医療環境、特に宿泊施設等も確保され、そうい

った面でも整ってきたこともあって、我々行政自体も落ち着いた行動が取れるようになった部分もございます。

ただ、感染者がゼロになったわけではございませんので、引き続きマスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避など、新しい生活様式の実践に努める。また、先ほどとは若干逆の話になりますが、できる限り県外への往来は、必要なものは当然行くんでしょうが、行かなくてもいいものについては、自粛をしていただくなどの取組を、広報誌とか、行政事務連絡会、さらには防災無線を通して、町民の皆さんに今後も働きかけていきたいと思っております。

一方、国のほうでは、コロナ感染防止対策、または、冷え込んだ地域経済の回復を目的として、3兆円の地域創生臨時交付金が予算化され、本町においても、第1次、第2次、合わせまして、2億5,075万等の割当てがなされました。

今後は、この交付金を最大限活用し、それぞれの部署から上がってきました感染防止対策と経済循環対策を、ハード、ソフトの両面から実施することにしております。

具体的な対策については、今議会の補正予算でも上げておりますが、具体的な内容は、委員会において、それぞれの担当課長からの説明があると思いますので、ここでは説明いたしません。今後の感染防止対策について、私自身は当然として、全職員一丸となって、危機管理意識を持って、国、宮崎県としっかり連携しながら、進めていきたいと考えております。

私からは以上ですが、追加の質問も御提示いただいておりますので、それぞれの質問ごとに、私もしくは担当の課長から説明をさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 佐藤です。感染症対策が、かなり体制が整ってまいりましたので、十分と十分でない部分があるかと思っておりますので、今から幾つかの項目について質問させていただきます。

まずは、県内の市町村において職員が感染するということが発生しております。当町においても、そういうことがあり得ると考えますけども、職員の感染が出た場合についての対応についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

町職員が感染したときの対応でございますが、町職員が新型コロナウイルス感染症に感染、または発症したとき等の場合を想定いたしまして、本年4月に、五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを策定しております。

このマニュアルでは、平常時からの感染防止の取組とともに、発熱でありますとか、コロナウ

ウイルス感染症の症状に類する症状があった場合の対応、医療機関を受診して検体採取され、PCR検査を受けたときの対応、さらには感染が判明した場合等の対応等について定めております。

また、感染者、発症者ではないんですが、濃厚接触者というふうに判断された場合の対応についても定めております。さらに庁舎内における感染者が大幅に、また急激に増加した場合には、緊急措置といたしまして、庁舎への出入りの制限でありますとか、窓口開設の時間の短縮、そういったことを検討、実施しているということにしております。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 対応マニュアル、準備はできているということでありましてけれども、もし窓口職員とかということになったときは窓口閉鎖とか、もしくは、しばらくその部署については、職員の出勤を見合わせるとか、そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 基本的にコロナウイルスの濃厚接触者になったとか、発症したときには当然なんですが、基本、職員については、その時点で病休扱いになると思います。

部署につきましては、当然消毒を行ってまいります、どうしても閉鎖できない部署ということもございますので、そこは代替りの職員が対応するとか、そういった形になっていくと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 職員の感染がないのが一番ですので、感染予防については、職員のほうも徹底されるようお願いをしたいと思います。続きまして、町内での事業所等でクラスターが発生したときには、どう対応するのかということについて伺います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。町内の事業所なり、どこかでクラスターが発生した場合ですが、クラスターが発生しない、例えば大人数で会食でありますとか、飲み会等は避けるとか、会食で飲食店を利用する場合には、ガイドライン実践宣言の店というものが表示してございます店を利用するとか、接触確認アプリのCOCOAというものがございますが、これをダウンロードしておくとか、感染防止対策の徹底を図ることが、肝要であるというふうに思っております。

ただ、クラスター、患者が発生したときには、まずは国と県と連携しました感染源でありますとか、感染経路の探索が行われることになると思います。その後、濃厚接触者に対します健康観察、外出自粛の要請でありますとか、関係施設との利用制限とか休業要請、あるいはイベント等の自粛要請等の感染拡大防止対策が取られていくことになっていきます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） クラスターの発生が怖いわけですがけれども、病院であったりとか、高齢者施設であったりとか、そういうところでのクラスターというのが、やはり大変な事態を引き起こすということになりますので、先ほどの防止対策等、国、県との対応と一緒に進めますということですので、しっかり対策を、準備を怠らないようによろしくお願いいたしますと思います。

その中で、クラスター発生とか、町職員が発症したとか、また町民の誰かが感染に遭ったというときに、不安の中から、デマや要らぬうわさなどが発生しまして、数多く発生して、町民がさらに不安をかけててという状態が続いております。

正確な情報の公開が必要なんですけれども、この情報発信についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。町に新たな感染者が判明したときに得られる最初の情報としましては、県が行っています記者会見のおおむね3時間ほど前に、県の感染症対策室のほうから感染者が判明した市町村へ、状況説明と情報提供がまずは行われることになっております。

これらの情報につきましては、感染拡大防止のために必要な範囲でありまして、感染者御本人から同意を得た情報、内容でありまして、不当な差別や偏見が生じないように、個人の氏名であるとか、住所などについては公表されておられません。

県から情報を得た段階で、つなぎをまた発表していくことにはなるかとは思いますが、県から公表されます情報以上のことにつきましては、内容については、未確定かつ不確かな情報でございますので、それ以上のことを町が発表するということはないと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） やはり、この情報発信というか、情報をどれだけ流すかが、一番町民の不安払拭というところにかかるかと思えます。

個人情報保護もありますし、個人のかかれた方が流してほしくないということもあります。そしてまた流した場合について、その関係者の人権対策も非常に必要になってくるんです。デマ、中傷を含めて感染者に対する誹謗中傷が全国各地で起きておりますので、この情報発信については、非常に発しているのか、しないほうがいいのかという、見極めが必要かと思えますけれども、町長等がそれについて、防災無線等を通じて町民の不安を払拭させるということとか、考え

ていらっしゃるのか、伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 佐藤成志議員からの、先ほどの情報発信の開示等についての御質問にお答えします。

これまでも、先ほどの件数が県内で発生する、高千穂でも当初、また第2波でも発生があったということで、情報の中山間地域としての早さというのは、驚くほど早いなというのを痛感したところでございます。

それで、知事と26市町村長とのウェブ会議が、これ頻りに最近開催されて、特に延岡とか都城市については、やはり公衆衛生業務は県の責任でやるということになってますから、当然それぞれの保健所でやっていくんですけども、延岡、都城については、そういう公衆衛生保健業務、宮崎市はありますので、延岡、都城については、うちのほうでやれないかという意見も、ウェブ会議では出されているんですけど、それは厳しいという方向にあるんですが、うちとしては熊本に隣接していますから、例えば、熊本そよう病院での仮に疑似患者さんがいらっしゃるとすれば、PCR検査は熊本県内の保健所で通じてやるということになりますし、要するに五ヶ瀬国保病院関係であれば、高千穂保健所を通じてやるということになって、非常に情報がはっきり来ないというのもありますので、その辺については、所管課の福祉保健部のほうが、今、そこを十分理解していただいている、我々も日曜日でも土曜日でも、休みでも、夜でも、朝でも、向こうの担当部長、もしくは担当次長等に相談すれば、すぐ動いてくれる体制が確立しています。

そういうことで、何かデマ的な情報が出れば、これほどこかで抑えんといかんで、そういう部分については、こういうものですよというのを、防災無線で言うかは別にして、それぞれ地域の館長さんとか、そこ辺に周知しながら、変な拡散が広がらないような対策を打っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） この情報開示について心配したのは、お盆前でしたか、五ヶ瀬町でも発生しましたと、それも木地屋の温泉でありましたとか、本当にデマというのが、急速に広まって、町内の人たち、また町外の人たちで、五ヶ瀬町でもえらいなことが起きとるげながというような話が、現実出たというのが、やはり人は何を言っているか分からないという状況があります。

正しい情報をしっかり流すように、お願いしたいと思います。

もう一つ、あと2つほどありますけども、今の台風10号が接近中でありまして。非常に超大型ということで心配されておりますが、災害時の避難先でのコロナ対策ということで、それについ

ては、対応が準備されているかと思えますけれども、伺います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。避難所につきましては、基本、県の危機管理局が使用しております、新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営ガイドラインに基づいた対応を行ってまいります。

この7月に、行政事務連絡会を通じまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの避難所での過ごし方が変わるということで、各世帯に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う避難所の考え方というチラシを配付してございます。

避難所に入る前に体温測定等の健康チェックの実施でありますとか、小まめな手洗いとか、消毒、せきエチケットの励行、避難所内でのソーシャルディスタンスを守ること等をお願いしたものであります。

避難所を運営する上で、密集、密閉、密接の3密を避ける必要がありますので、今議会のほうに、今足りない、必要な資材、機材等については、補正予算を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 7月の熊本県の豪雨で、私たちの地域に似ています球磨村でも発生がいたしました。

私たち五ヶ瀬町に住んでいて、災害が起きたときに、1個か2個で済むんじゃないかなという形で、土砂災害とか起きたときに、思っていましたけれども、いやいやと思ったのは、電気、水道、道路の決壊とか、集落ごと孤立とか、集落ごとしばらくは、短期間か、長期間か避難せざるを得ないという場合が、こら必ず起きるなという考えが出ました。

それで、集落ごとに避難されたときには、今まで1人、1軒か、2軒の人たちですから、3名とか5名とか、せいぜい10名とかいう形になりますけれども、集落ごととなりましたなら、何十名という方がしばらくは避難所生活ということも、十分考えられるということになりましたので、この避難所の対策という中で、テレビ等で見たところ、段ボールベッドで仕切りをしっかりとやるとかいうことができ、今、熊本県ではできております。

五ヶ瀬町内でも、そういう段ボールベッドとか、そういう仕切りをしっかりとかいう形の専門についての、用品についての確保はなされているんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。今、佐藤議員が言われた資機材の話でございますが、今現在、現状では、本町内には整備されておりませんので、先ほど申し上げましたように、

今補正予算において、そういったソーシャルディスタンスが確保できるような資材、具体的にはまた補正予算の説明のときにいたしますが、家族ごとに分けられるようなものを、そういったものについて、予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 感染症対策の中でも、コロナに限らず、プライベートな空間という形も必要ですので、この段ボールベッドの確保、そして今までにない、避難所といったなら、みんなごちゃごちゃ集まってから、こらどうしましょうという状態になっていますけども、そうじゃない、そういう対策をしっかりと講じてもらいたいと思います。

また、段ボールベッド等が今度の予算でということでありますけれども、今度の大型台風がどうなるかというのがありますので、確保ができるのが遅れた場合については、どこか、持っている市町村から借りるとか、そういう形でも対応ができればと考えてますので、それについても対策を講じてもらいたいと考えております。

それから、最後になりますけれども、うちの町立病院はどういう具合にコロナウイルスに対応できるのかというのが、町民の一番心配しているところだと思います。

今、準備ができている五ヶ瀬町立病院の対応策について伺います。

○議長（甲斐 政國君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 病院事務長です。ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、町立病院では、いち早く今回の感染症対策としましては、2月に対策を、方針を決定をいたしまして、院内感染防止委員会におきまして、当面の診療体制を構築したところであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルというものを策定しまして、そのマニュアルに沿った対応を図っているところであります。

また、4月には、感染疑いのある方及び発熱した人、一般の診察外来の患者様との、動線を分けるために、発熱外来というものを設置しておるところであります。

また、町民の皆様には、五ヶ瀬町の発熱時、体調不良時の病院受診についてのごお願いというものも、4月の館長会を通じて発出しておるところでございます。

また、この感染、確かに住民の方々、病院に行くとう感染症が怖いということで、診療を自粛される方もいらっしゃるの事実であります。

ただし、定期観察とか、定期薬の処方、必要な方もいらっしゃいますので、この方々に対しましては、これは国のほうが、厚生労働省が特別措置としまして、電話による診療というものを一時期許可するということがありましたので、当病院においても、4月の22日より電話診療を

開催して、その対応に当たって、定期処方にある方のみなんですが、そういった方々の対応をしておるところでございます。

また、国の感染の状況、また宮崎県、熊本県のそれぞれの感染状況に応じまして、院内にも感染対策のリスクレベルというものを、4段階のリスクレベルというものを設けまして、それに準じて対応を行っております。

御承知のように、宮崎県も9月からリスクレベル2ということで、引き下がったということでありますので、それに準じて、現在9月1日から当院のリスクレベルの2という段階に応じて、それぞれ外来、病棟、そのほかの検査体制とか、それぞれの部門ごとの体制を敷いているところでありまして。

一番課題となっておりますのが、実際に感染疑いのある患者さんが病院を受診された場合の院内感染のリスクをどう避けるかというのが、一番の大きな課題であります。

これにつきましては、現在、病院は発熱外来の動線を分けるといっても、構造上の問題があつて、やはりそこはどうしてもリスクが高いということがありまして、今回9月補正におきまして、国の交付金を活用したハード整備を行いたいというふうに考えております。

詳細、また委員会のほうで内容は御説明いたしますが、まずは発熱外来という、院外に設備を設けたいと、そういった患者さん方が院内に入らずして、診察ができる体制を構築したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 発熱外来という形で、準備がそれぞれできて、マニュアルに沿ってできているという感じでありますけれども、まず、発症したという形で知った場合、今のところ、私たちの情報の中では、宮崎県の対応、そして保健所の対応という形で、それから病院側はという形になりますが、発症された方が出た場合に、町立病院ではなくて、県が指定した、保健所が指定した施設に、施設というか、病院等に行ってもらおう。

また、軽症者については、そちらのほうのところへ移動してもらおうという形になりますが、うちの場合は、いわゆる県境、先ほど町長が話されましたように、そよう病院とも関連が出てきますが、一応、宮崎県の高千穂保健所の指導としては、県内の施設及び病院でないと、五ヶ瀬町内の人でも入院とかいうのはできないということになっているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 現在のいわゆる検査体制の流れにつきましては、まず当該町村の方は、管轄の保健所にお電話をまずしていただくというのが、大前提であります。

管轄の保健所が症状を確認して、指定の医療機関に行ってくださいということになりますの

で、五ヶ瀬町民の方であれば、高千穂保健所に御連絡していただいて、まずは、実を申しますと、現在町立病院も帰国者・接触者外来を、これは設置をしております。

ですので、初期の検査については、町立病院のほうで診るということになっております。

ですので、まずは地元の病院、県の指定を受けた病院ということになります。よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） やはり、県境といえども、高千穂保健所、県の方針に従わないとしょうがないということになるかと思いますが、先ほどの町長の答弁でもありましたように、PCR検査も蘇陽のほうでも、五ヶ瀬町という形でありますので、この分については、鞍岡の人たちであったり、今かかりつけというのは、蘇陽でやったという人たちについては、対応はできるかと思っておりますので、しっかりその対応をやってもらいたいと思います。

このコロナについては、ワクチンができるまでは終息がなかなか難しいという状態が続いております。五ヶ瀬町内で発症、また発病された方が出ないのが一番ありますけれども、もし出たときの、その周りの人たちへの誹謗中傷、そういうのがないように、心してかからなくてはなりませんけれども、私を含めて、それができるかどうかという不安もありますので、その不安払拭には、トップの声が必要かと思っております。

要らぬことが、そしてその人たちが、その誹謗中傷によって、コロナよりも大変な目に遭うという状況にならないように、町長、トップがしっかりその分については、町民への理解と訴えをお願いして、私の質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 政國君） それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

13時から再開いたします。よろしく願いいたします。

午前11時48分休憩

.....

午後0時54分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

次に、6番、甲斐松男議員、御登壇願います。

○議員（6番 甲斐 松男君） 6番、甲斐松男です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、買い物難民、買い物弱者、買い物困難者対応・対策について。質問の要旨、町内でも高齢化、単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退などで、買い物困難者が増えてきている。さらに、コロナウイルス対策で家で過ごすことを余儀なくされつつある。五ヶ瀬町だけでなく、食料品アクセス問題として、社会的な問題でもある。この問題にいかにして取り組

んでいかれるのかを伺いたい。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員からの買い物難民、買い物弱者、買い物困難者対応・対策について、まず私のほうから答弁させていただきます。

議員御指摘の買い物関係につきましては、第6次総合計画策定に伴います町民アンケート結果からも、日常の買い物への不安や不便さの意見も出されており、今後、高齢化が進む本町にとって、避けることのできない課題であると考えております。

そこで、現状と課題を含め、担当の企画課長から答弁をさせます。また、生活支援としての福祉課の取組についても、福祉課長から紹介をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。私のほうから、現状について企画課の立場でお話をさせていただきます。

町長からお話があったとおりなので、現状としては、住民の方々、昨年のアンケート調査からいくと、住みにくいか、あるいはあまり住みよくないという答えの中のトップ、43.2%がアンケートに答えられた中ではトップになっております。

それから、併せて今後生活する上で不安に感じていること、困っていることは何ですかという問いの中では、1番は農地、山林の維持管理、それから、介護のこととか続くんですが、第8番目に日用品、食料品の買い物のことが今後の不安に感じていることということで上がっているという状況です。

それから、これ農水省の定義による食料品アクセス困難者——ということになっておりますが——の人口は、国内では700万人という捉え方をされておまして、大体500メートル以上のところにコンビニとか食料品店とかがなくて、自動車等々を利用できない65歳以上の方という定義のようですが、五ヶ瀬町においてはまだ、じゃあどれだけ困難者がいるのかということの調査までは至っておりませんので、そこはさておきますが、先ほど言いましたとおり、町民のアンケートの中からも今後ますますそういった困難者が増えてくる、そういう困り事があるだろうということが現状だと思います。

それから、商店についてですが、食料品に限って言えば現状では坂本地区1区に1軒かなと。それから桑野内地区が3軒、三ヶ所地区で5軒、鞍岡でも1軒なのかなということで、ちょっと漏れておれば申しわけないんですが、それくらいに以前からすると相当商店が減ってきている状況です。昨年、鞍岡地区のAコープが閉店されたということはまた象徴的な動きだったかなと思っております。ますます加速したのかなと思っております。どうしても人口減少相まって、商店の経営もなかなか苦しいという状況と、それから町外消費の傾向も強くなって、なかなか商店

が成り立たないという現状がそのぐらいにあるのかなという大きな社会構造の話もあるのかなと思っております。

それらの現状の中で、今現在買い物難民とは言いませんが、ほかの買い物状態、若い者は土日に外で買い物行くということもありますが、通常のペースで町民の方が、例えば宮崎県には県民生協というのがございまして、週に2回お取り寄せをするような仕組みがございまして、今現在の状況は、宮崎県の世帯が47万世帯ありますが、そのうちの25万世帯が加入されているという状態で、五ヶ瀬町においても、五ヶ瀬町1,300世帯、学びの森を引くと1,300世帯ぐらいですが、子供たちを引くと、そのうちの437世帯が県民生協の加入者ということでありまして、大体34%ぐらいの世帯加入率となっております。聞いて調査をいただいたんですが、週に4日、146か所に宅配というか、これは何人かで組んで同じところに集配してもらう、それから、個人の家に運んでいただくというようなことでのお取組のようですけども、そのような状況で、どうしてもそういった近くに店がない部分についても、このような取組をされているということも現状としてはあると思います。またほかに、インターネットを使っての対策を取られている分もあるのではないかなというふうには思っているところであります。

そのような状況で、それから、以前は移動販売もあって、そういった買い物難民の対策になっていたようですが、今現在は五ヶ瀬町においてははないということのようです。ちなみに、高千穂町の岩戸地区で2業者というんでしょうか、それから河内のほうで1業者の方が運営されているというようなこととございます。町内においては以前商工青年部が社協と連携して御用聞きみたいなことを3年ほどぐらいかな、ちょっと10年ぐらい前にされた件、それから、特産センターで観光協会のほうが野菜中心に移動販売されたということで、今現在は中止状態になっているということとございまして、今現在の状況については、とりあえずそのようなことで今把握をしているという御報告です。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 町民意識として、さっきの町民アンケートで、生活する上で不安に感じている、困っているということで質問した部分で、結果、2分の1を占めているということですけども、買い物、通院などの移動に関すること、町全体で37.3%であったということです。それで、高齢者の買い物難民が増えてきているということですけども、また、運転免許証を返納する高齢者の増加や、異動や外出についての総合的な不安の高まりなどがあるようでありまして。特に鞍岡地区においては、Aコープ鞍岡店の閉店をして以降、地域外に食料品確保、買い物に行っている現状でもあるように聞いております。移動手段のない高齢者、独り暮らしの人の買い物は、近くの知り合いにお願いしたり、週1回熊本の娘さんに買い物を届けてもらった

りしているとの話も聞いております。

そこで、何らかの手を差し伸べる必要があるとされているところですが、現状と課題ということで、現在伺ったところですが、参考資料で、令和2年3月に農水省が全国市町村アンケートということで食料品アクセス問題に関するアンケート結果を公表しておりますけれども、五ヶ瀬のほうでもアンケートに回答されたかお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 済いません。そのアンケートについてはちょっと承知していません。調べれば分かると思うんですけど、ちょっと現時点では私のほうはどうだったか把握してございません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 対策の必要性と背景という部分で、食料品の買い物が不便、困難な住民に対する対策の必要性と実施についてという質問があるんですけども、現時点で対策を必要としている市町村の割合は85%で、27年度以降増加傾向にあるということですが、この点では、対策を必要とお考えですか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員からの再質問に当たりますけど、先ほどちょっと最初に答弁をさせてもらったとおり、町民アンケート結果も、非常に先ほど企画課長からあったコープ宮崎さんの宅配とかはありますが、今後の買い物への不安とか不便さは、非常に町民の皆さんも言っているということで、先ほどの農水省のアンケートの85%は当然だと思っていますので、そういう面について今後どういう手法があるのか、松男議員は移動販売車の話もされてますが、全般的にどういうやり方があるのかを今企画課を中心に様々な検討、議論を重ねているという状況です。

その一環で、先ほど申しましたが、福祉課のほうでも、生活支援としての取組も既にやっていますので、まずそこら辺の紹介もちょっとさせていただいて、併せて質問いただこうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。私のほうからは、福祉課のこれまでの取組等につきまして若干御質問の趣旨からそれる部分もあるかと思っておりますけれども、御説明させていただきます。

まず、平成30年度から今年度令和2年度まで3か年間の第7期介護保険事業計画がございますが、その基本施策の一つに、生活を支援するサービスの充実というものがございます。その

中で移動支援の体制構築を目指すということにしております。いまだその課題解決には至っておりませんが、昨年度宮崎県の事業で山間部における地域包括ケアシステム体制強化モデル事業というものに西臼杵3町で取り組みまして、高齢者等の移動支援について協議を重ねてまいりました。その事業を使いまして、今年2月に鹿児島県鹿屋市の社会福祉協議会が実施しておりますドライブサロン事業というものがございます。それを視察研修を行っております。そのドライブサロン事業と申しますのは、地域内にある社会福祉法人が地域貢献として、法人で所有しているマイクロバス等を使用しまして、高齢者宅まで送迎をして、大型のショッピングセンターまで買い物をさせていただくというもので、マイクロバスの中がサロン事業になって、バスの中でゲームをしたり体操をしたりということで、介護予防を兼ねたと、そういう買い物支援を行っているというのがございます。

そのほか、介護保険事業計画の中には、高齢者等配食サービス事業というものもございます。配食サービスは御存じのとおり食事の調理が困難な方が主になりますけれども、買い物が困難な方というものも含まれることから、ここで御説明させていただきます。

この事業につきましては、介護保険が制度が始まる前ですので、もう20年以上になりますが、以前は、週3日の配食サービスでありましたけれども、平成30年度から週5日ということで、月曜日から金曜日まで行っております。現在の利用者が23名ということです。昨年度からは栄養が低い方、低栄養の方、そういう高齢者への支援ということで、管理栄養士が訪問をして、栄養改善の指導を行っております。これも一定の効果を上げているということでもあります。先日、コロナ対策の会議がございまして、県のほうで、諸塚では、高齢者の配食サービスをコロナ対策として、買い物になかなか行けないという場合には、配食サービスも考えているというふうな紹介もございました。

それから、もう一つ紹介をさせていただきますと、昨年11月に民生委員の一斉改選によりまして、かなり多くの交代がありました。そういうこともあって、本年2月に新旧民生委員の意見交換会というものも行っております。町長にも出席をいただいたところですが、40名以上の参加をいただきまして、本町の課題等についてグループ討議を行っております。5つのグループに分けて、そのうちの3つのグループは、買い物支援についてということで意見交換をさせていただいております。その中で上がった意見としては、移動販売の充実であるとか、鹿屋市で行っているような移動支援、そういったものが本町でもできないかというふうな意見も上がっております。今、そういった意見を参考にしながら企画課と福祉課のほうで協議を始めたところであります。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 福祉課あたりでも何らかの形で生活支援、移動支援をなさっているということですが、町としては、他の自治体を参考に買い物難民、買い物弱者対策に取り組む考えがないのかは後で結構ですけれども、返答いただきたいと思います。私は、個人的に電話で県内の5町村のちょっと実態を調べてみました。そこで、諸塚村では、村外から3、村内から3の移動販売業者があるということで、今後の対策としては、生協を通しての通信販売を考えているという回答を得ています。椎葉村では、過去に連合会支援でモデル的に移動販売を行いましたけれども、1年ほどで運営が困難になっていて、現在は、集落支援員に動いていただいているという回答をいただいております。

あとは西米良村ですけれども、社会福祉協議会との連携事業で、村内4地区に区割りをして、年2回西都市、湯前町のほうに買い物に出かけているということです。みんなで出かけて、買い物よりも慰安の部分のほうが大きいという回答をいただいております。ここは、移動支援は社協のほうで行っているということです。また、買い物支援として、商店会で注文を取り、まとめてヤマト運輸と連携して宅配を行っている事業があるとのこと。それで、注文された高齢者の宅配料は100円で、残りの部分は、大部分は村が負担しているとのこと。

日之影町では、社会福祉協議会に委託、注文、宅配などで、地域福祉推進活動に取り組まれている。今後は、軽ワゴン冷蔵庫つきを200万円程度で購入して、導入して、注文宅配を事業委託したいという考えを持っておられるそうです。

高千穂町のほうでは、移動販売の業者は5から6社ありまして、外販組合という組織があって、そちらのほうに町のほうから10万円程度助成しているという回答がありました。

さっきの買い物難民、買い物弱者対策、他の自治体も参考にして、取り組んでいかれる考えがないのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。先ほどの答弁で私自身のほうから、本町にとっては避けることができない課題と答弁させていただいている関係は、当然やらんといかんという考えでいます。それで、いろんな手法がそれぞれの自治体でやられている、先ほど5つの町村のお話も調査結果をいただきましたけど、それぞれに悩みつつ、まずスタートされているんだと思っています。そういったことで、五ヶ瀬町の場合も、これまでのやってきた部分も当然生かしつつ、新たな方策も検討しつつ、第6次総合計画を来年からスタートするわけですから、アンケート調査にあった課題については、改定していくと、対策を打っていくということになると思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 対策を実施していない理由というのが、この農林省のアンケート

調査の中にありますけれども、どのような対策を実施すべきか分からないとか、財政上の問題から対策を実施できないということですから、財政的な問題があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員の再々質問にお答えします。

既に、いろいろ五ヶ瀬町もやっているんですけど、じゃあ、何がその対策に効果があるか、商店がなくなって、かついろいろカタログ販売、インターネットの販売含めて今こういった町村でも普及していますので、それをもってやられている方もいるでしょうし、先ほどいろいろ、移動販売も含めて、買い物支援の在り方をどれが一番やっぱり町民が望むものかというのはしっかり分析しつつやっていくという必要がありますので、当然、そのアンケート結果にある財政的なものも、じゃあ、先ほどの日之影が考えている軽ワゴンを冷蔵庫つきのものを入れるとすれば二百数十万かかるんでしょから、そのものも補助事業であればいいんでしょが、単費で入れるとなると財政負担になるわけで、そういったことで財政負担になってもやらにゃいかんもんはやらにゃいかんという話ですので、その辺をしっかりと分析しながら、今後やっていくということになると思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） それと、特に高齢者の免許返納の部分で、買い物ができなくなってきているということですから、今は、タクシー券とか、商品券あたりが出ておりますけど、もうちょっと幅広い返納奨励金みたいなものをつくっていただくということにはできないですか。検討されているというようなことはないですか。タクシー券だけでなく、コミュニティーバス利用券とかですよ。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員から、免許返納に対する支援措置のタクシー券、2万円分を交付させていただいている部分を違う部分にできないかと、当然検討して見直すことはできる話なので、ただ、現状として、やはり一番妥当性がある、効果がある部分では、タクシー券ということで、担当課で整理して動かしてもらっていますので、それぞれいろんな違うものもほかの自治体でやっていると思うんですよ。そういうところも含めて、そちらのほうがいいよねということになれば、一部見直しも当然あり得るということです。

先ほど、買い物難民、買い物弱者・困難者の対応業務について、既に企画課、福祉課のほうで先進事例もやっていますので、ちょっとそこら辺の話もこの機会にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。先ほど、ちょっと町長の補足になりますけども、我々としては、先ほど福祉課のほうがトータル的に、いわゆる移動支援をどう考えるかという部分と、我々先ほど、議員の質問にありますいわゆる買い物難民の分野で、トータル的にはいろんなことが変わってくるんだろうと思いますが、買い物難民については、基本的には先ほど言いました県民生協を利用するのも、通常は何軒かで組んでそこに取りに行かんといけません、65歳以上の方でしたっけ、ちょっと年齢制限があるんですが、その方については、週100円で自宅まで運んでくれるので、そういったことは、既存のものを利用すれば例えば買い物に行くよりも経費かからずに、家にいてということもあるので、買い物の楽しみということは別として、いわゆるここで言われる難民的な弱者対策としては、現在あるものをやっぱり利用できるのであれば、例えば、先ほどありました遠くの御子息の支援をいただくとかも含めて、経済的なところも含めて、現在あるものはどんどん利用していただくというようなことが1つはあっていいのかなと思っています。

それから、店がなくなってきた、結果的にこのような状況もあるということがあります。地域によってはやはり全国の中山間地でもやっぱり店がなくなって、どうしているかという、共助、やっぱり地域で支え合うということで、ガソリンスタンドがなくなったものを、ガソリンスタンドを地域で経営するとか、学校跡地を利用して、そういった対策を取るとか、そのために地域での自治組織を組織するとか、そういったことも片方ではやっぱり必要かなと思っているところです。

先ほどからありました移動販売についてですが、これも、これまでいろいろやられて、以前やられた方のお話を聞いたときには、結構よくやられたというお話を聞きます。ただ、基本的には、普通は仕込みをして、買い込んでそれを売って在庫を抱えてやるというのにやはり移動販売というのは大変なのかなと思いがしています。そこで今全国的には、とくし丸システムといいますか、そういったことが行われておまして、ちょっと10年ぐらい前、七、八年になるらしいんですが、当初2台で始めた移動販売車が今556台を全国に走らせておまして、まだまだ右肩上がりで行っているというようなことです。

システムとすれば、いわゆる移動販売業者——それはパートナーといいますけども——が地域のスーパーと組んで、スーパーの品物を車に積み込んで1日売って、また帰ってきて生鮮食品をおろして、というようなことをやっていくというようなことで、宮崎県内でも今進出が進んでいまして、宮崎のAコープのほうもその取組をしております。現に今赤谷のAコープの正面にもパートナーさん募集ということで、移動販売をされる方を募集されております。週五、六日でルートを決めて走られるということです。

それについて、先ほど町長が先進視察ということがありましたが、福祉課と一緒に都農町のほうの状況を見させていただきました。大変地域の方に喜ばれているということで、さらに拡大しようというような動きもあるということでした。

それから、国富町のほうもそのシステムによってやるということで、Aコープと組むという話も伺っております。ただ、実際にパートナーさんが基本的に見つからないとできない事業で、それについて、我々もこの方がというところまでは何人かお会いしたこともございますが、現実にはまだなかなかやるとなると厳しい状況もあるのでということです。

あと、支援の在り方、先ほど、300万、2分の1とかいろいろよその支援の話がありましたが、県のほうでも移動スーパー支援事業補助金というのをやはり中山間地の大きな課題だということで、今年から補助事業を組まれております。2分1補助で150万まで補助するという、ですから300万までは行けるというような車両の改造購入費も行けるというようなことを出してきておりますので、我々としては、直接的な移動販売を行政ではなかなか難しいと思うんですが、そのような方がいらっしゃれば、側面的にこういった支援を含めてやれるのではないかと、やっていきたいなというのが考え方であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） ありがとうございます。先を見通した検討、計画を立てていただきたいと思いますが、特に、特産センターごかせのスタッフや集落支援員の方も買い物難民、買い物弱者等に手を差し伸べたいというお話をお聞きしております。町としての今後の取組を最後に聞かせていただければありがたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員から再度の質問ということで、今後の町としての取組方針について御質問でございます。先ほどから申しますとおり、買い物への不安とか不便さについては、やはり町民からのアンケートでも分かるように、非常に今後高齢化が進む中で、解決しなきゃいけない大きな課題という取組、課題ですので、じゃあ、それをどういう形で我々として、行政として、または民間として支援していけるかというのは、先ほどの企画課長から紹介がありました、仮にとくし丸というシステムに誰かが手を挙げていただいて、Aコープみやざきと一緒に移動販売をするようなシステムができれば、非常に行政としてもありがたいということではあります。ただ、先ほど申しましたとおり、外に出て買い物したいという人もいらっしゃると思いますので、移動支援というのも当然社会福祉協議会を通じて他の自治体でやられているところもありますので、そういった形の検討も要るでしょうし、現実として、商店が減ってくるという部分もありますので、その辺で今ある商店の皆さんと協議して、やはり町内の

消費喚起と経済循環が基本だと思いますので、そういった形をどう捉えてできる可能性があるかというのを、既にこれまでも検討していますが、今後も検討していく必要があると思っています。

まずは、移動販売というかな、以前我々が小さい頃もいろんな生鮮食料品、魚とか、そういうのは車で、よその業者さんが持ってきて、我々は買っていました、そういう時代がまたさかのぼってくる時代になったんだなと思っています。そういうことで、この部分については非常に大きな課題ですので、全町一体となってまた福祉課、それから企画課、一生懸命検討いただいていますので、ある程度第6次総合計画の全般では、方向性を見出して、実践できるところからやっていくという形になるかと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 町内の業者に委託されたり、町内の人たちがその利幅、利益を町に還元していただくというような形で、ぜひ今後とも取り組んでいただければ、ありがたいと思っています。よろしくお願いします。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、5番、白瀧徹哉議員、御登壇願います。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 5番、白瀧徹哉です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項であります、五ヶ瀬ハイランドスキー場今季の営業について伺います。

質問の要旨、新型コロナウイルス感染症の終息にめどが立たない中、例年にも増して厳しい環境下での営業が予測されますが、感染症対策を含め所見を伺いたいと思います。

追加事項として、今シーズンに向けた営業活動状況と、例年お越しいただいております常連団体客の反応をどのように捉えておられるか、伺いたいと思います。

2番目に、来場者及び従業員の感染防止策について。

3番、今後の近隣自治体での感染状況や、仮に施設内感染者が出た場合の対応について伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員からの五ヶ瀬ハイランドスキー場今季の営業について私のほうからお答えさせていただきます。ただ、今回の御質問含めて、五ヶ瀬ハイランドスキー場の具体的な取組につきましては、既に指定管理者として株式会社五ヶ瀬ハイランドに責任を持って運営、営業していただいていますので、議会ごとにあります行財政改革特別委員会等で、特に向こうも私代表取締役社長、町長であります。社長も兼ねておりますけど、いろんな意見をいただくと施設運営に反映できるという部門もございますので、ぜひそういった場所で

も御意見いただくとありがたいなと思っております。今回は、町長であります但し会社の代表も務めているという関係で、私のほうから分かる範囲でお答えさせていただきます。

五ヶ瀬ハイランドスキー場につきましては、25期、26期と2年連続で暖冬と降雨の影響を受け、来場者が3万人を下回るという非常に厳しい結果となっております。この冬の長期予報はまだ発表されておきませんが、今期の営業についても健康に加え先ほどからあります新型コロナウイルス感染対策の徹底した感染防止を講じながらの営業になりますので、極めてリスクの高い営業になることが考えられます。そのような中、先日株式会社五ヶ瀬ハイランドの株主総会において、我々会社側から今期の計画についての提案説明を行い、徹底した感染防止対策を行った上で、今年の12月25日から来年3月7日までの73日間で営業を行うということで決定をしたところであります。今期の営業につきましては、例年にも増してリスクの高くなることが考えられますが、私自身、行政のトップとして、また、会社のトップとして、それぞれの立場で営業を展開していく覚悟でございます。

今年には特に新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、県内の小中学校の修学旅行が、例年の県外旅行から県内旅行への検討が各公立小中学校で進められていることを受けて、県内の子供たちに幅広くスキー体験とスノースポーツを楽しんでいただくという目的で先日県南の宮崎、日南市を中心に、それぞれの市町村に出向き、市町村長並びに市町村の教育長に直接お願いもしてきたところでございます。その結果、8月28日現在で県内の小学校10校延べ316名の予約をいただいていると会社側から報告を受けているところでございます。

次に、来場者及び従業員の感染防止対策についてでございますが、来場者については、それぞれに自己管理をしていただく目的で、今回五ヶ瀬ハイランドのほうのホームページにもフェイスブックを開設していただきましたので、そういったSNSを通して、注意喚起を徹底していくというのが大事かなと思っております。また、従業員とか、施設担当ごとに感染防止のためのガイドラインを今早急に策定するように指示しておりますので、そういったチェックと実践がまた1つの重要なポイントと思っております。

ちなみに、会社側から現段階で受けています感染防止対策については、従業員につきましては、毎朝出勤時に検温実施及び健康チェックを実施すると。それから、就業時の手洗い、消毒、フェイスガード、マスク、手袋等の使用を義務化すること、それから、スキー場施設等の対策として、シャトルバスについては、運転手、利用者のマスク着用の義務化、1人1席利用、パーキングセンター、チケット販売者については、対面対応になることから、ビニールカーテンを設置すること、それから、時間では混雑が予想されることから、密にならないように制限を設けて対応に当たると。それから、第1登降リフトにつきましては自動検温機の設置、来場者の検温チェックを実施し、異常が認められた方は入場不可とすると。リフト乗車時にはフェイスガード、

マスクを使用の義務化、それからレストランについては、入り口に自動検温機を設置すると。全ての飲食物提供カウンターにビニールカーテンの設置をする。テーブルには対面飛沫防止の仕切りを設置する。席は減席し、間隔を空けて設置する。時間では混雑が予想されるため、密を避け、時間を区切った提供も実施すると。

それから、利用者のマスク使用者の義務化、各コーナーには空気清浄機を設置する。それから、各券の販売機につきましては、抗菌対応シートで覆い対応すると。それから、レンタル部門については、カウンターにビニールカーテンを設置する。コーナー入り口に自動検温機を設置する。それから、密接防止のための人数制限を行う。ウエアは従業員が取扱いを行う。それから、ウエアの使用後はスプレー式除菌剤消毒を実施して、手袋は洗濯を行う。更衣室につきましては、密防止のため、コンテナハウスをリースし、使用する。それから、施設の消毒及び除菌作業を行う。時間を決め、定期的に館内の消毒、除菌作業を実施すると。こういった取組を今会社側では検討をしているという報告を受けています。こういったものをもとにガイドラインをしっかりと整備し、そのガイドラインに沿った運営等チェックしながら運営をしていくという考えであります。

また、最後の質問であります近隣自治体の感染状況とか、仮に施設内感染者が出た場合には、当然営業は中止するということになると思います。ただ、先ほどもありましたとおり、感染者の対応については、公衆衛生上県が責任持ってやるということですから、管轄は高千穂保健所になってまいります。そういった形で、宮崎県の高千穂保健所の当然指導のもと、感染源の調査とか、濃厚接触者がいるかどうかの調査、こういったものに会社側としては協力し、当然施設内の消毒をする中で、安全確保が確認された段階から、再営業になるという流れになるのかなと、今は考えているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 白瀧徹哉です。冒頭でありますけれども、一言申し上げたいと思いますけれども、今回スキー場経営について質問させていただいたところでありますが、御指摘がありましたとおり、株式会社ハイランドのほうに指定管理制度によりまして、責任を持った運営を委託しているわけでありますので、営業に関する質問あるいは詳細については、当然会社側に説明を求めるのが筋でありますけれども、先ほどおっしゃったとおりに、町長が代表取締役でもありますし、本年度の当初予算でもスキー場関連の整備費を含めると約3,700万円ほど、投資的事業も組まれております。そういった中、また、そして、このコロナ禍の中で、非常にリスクの高い中で営業をやるということで、町民の皆様の中からも不安や疑問の声は伝わってまいります。そういったことを考えたときに、どうしてもやっぱりこういった席で町長のこのシーンにかかる思いをしっかりとお聞きするのが我々の、やっぱり町民に対する説明の中でも必

要なことでありますので、質問させていただいたところでもあります。

まず、第1番目の今シーズンに向けた営業活動の状況と常連客の反応についてという答弁をいただいたところではありますが、1つずつ質問させていただきたいと思うわけではありますが、御存じのとおり、本当に今年はコロナ禍の中で非常に行動の自粛が叫ばれている中で、通常の団体の営業活動というのは、なかなか思うようにいっていないような状況であるというふうに聞いています。ただ、社員の話では、先ほどから話がありますように、電話あるいはSNS等、できる最大限の営業を行っていただいているという状況であるようでもあります。ただ、例年お越しいただいております常連のお客様については、まだ1件も申し込みがないというような状況で、今後についても10月に入ってから徐々に反応が表れてくるのかなというふうに思っているところでもあります。

それと、町長からもお話がありましたように、今年度感染防止対策等に関わって、外出自粛が喫緊の課題の中で、本県の公立小中学校の修学旅行、役場、今でもひっきりなしに問い合わせが来ているというふうに伺っております。修学旅行の増加に伴って、いろいろと現場でも調整が必要なところも出てきているようでもありますので、そこも含めてお伺いしたいと思いますけども、先ほど町長の話もありましたように、今後も県南といいますか全域の公立小中学校に対しても、町長がトップセールスを続けていかれるのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員からの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど紹介しましたとおり、7月の27日、28日で、猪野教育長も同行していただいて、それから、会社側は矢野支配人に同行していただいて、宮崎市、それから日南市、それから小林市、高原町、えびの市、その自治体を訪問して、パンフレット等で施設の紹介と、また修学旅行へのメリットをお話したところでございます。それぞれの自治体で教育関係者の方々も入っていろいろな興味ある話をされましたので、それからも数件予約が入ってきているという状況でございます。

実は、昨日、おととい、1日の日には、今度は県教育委員会のほうにもちょっと別件の会議があつてお伺いして、日隈教育長、それから以前教育長をやっていた黒木貴さんのほうにもちょっと行って、特に今後の修学旅行、スキー場を使った修学旅行についても、ぜひお願いしたいという話でお話を差し上げたところ、任せてくれというような回答がありましたので、引き続き私自身もトップセールスをしながら、実は昨日の夜も、今度は延岡高校の保護者の方から直接家のほうに電話ありまして、UMKでニュースを流されたというのもあるんですけど、ぜひ、今まで長野に延岡高校スキー場に行っている部分はあつたんだけど、非常に孫が今2年生で、

できたら五ヶ瀬に私行ったことあるけども、五ヶ瀬にスキーに修学旅行切り替えるようお願いしてくれんかというお電話もいただいたところでございます。そういった形で何かいろいろ展開が一步一步進んでいるようですので、当然コロナ感染防止対策が最優先ですけど、そういったところも引き続き営業していくということで考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） この修学旅行誘致については、町長が前から県教育委員会とか、自治体に対してお願いをされていたという経緯もありますし、こういった形で本町に、スキー場においていただくということは本当にありがたいことでもありますけれども、実は、修学旅行の受入れについては、1月及び2月の平日と、また感染防止の意味を含めて、平日の1団体ということでスキー場のほうでは計画をされているようであります。そうしたときに、去年のデータを見てみますと、1月から2月にかけて本町にいつもおいでいただいております団体のお客様が65団体おります。それと総数が3,600人ぐらいのお客様に来ていただいております。そうしたことを考えると、今後、学校の修学旅行生が来たときには、基本的に修学旅行が重なるということは、これは密になる可能性がありますので、それだけは絶対避けるというような観点から、やっぱり、今まで利用していただいた、例えば自然学校の子供たちであったり、学校のスキー教室、そういったところに影響が出てくるのかなということを私はちょっと心配しております。そこら辺のところをしっかりと現場の状況を把握された上で、いつも緊密に連絡を取っていただいて、対応していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。先ほど延岡高校の話をしましたけど、今教育長に確認しますと、営業は行っていませんが、公立学校、県立学校には、全ての学校に通知をしているということでございます。また、そういう依頼の電話もありましたから、個別に延岡高校とか、県北の高校には顔を出しに行こうかなと私自身は思っています。

それで、先ほどありました、これまで来ていただいた65団体、約3,600人の小中高校生、その団体の皆さんには当然今からもお話が会社側に来ると思いますので、優先して受けにやいかんし、当然今コロナ禍の中での五ヶ瀬ハイランドスキー場をやりたいと言われた学校で、予約された学校についても、当然優先していかんやいかんので、会社側としては、そのように十分考えていると思いますので、曜日、例えば月水金が、週末はやはり一般の来場者が来ますから、修学旅行は入らないと想定して、やはり密になるのは避けにやいかんので、平日の月水金は小中学校、他の部分については他の団体も入ってくると思いますので、できる限り平日はお客さんが少ない時期なので、そういった時期をある程度活用していただくような利用形態をPRし

ていくということで、会社側には話していますので、しっかり対応してくれると思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 修学旅行の勧誘はぜひやっていただきたいと思いますし、そこへの具体的な調整については、またハイランドともしっかりと協議をいただいて、進めていただきたいというふうに思っております。

次に、2番目の来場者及び従業員の感染防止策についてであります。先ほど詳しく会社の計画も含めて答弁をいただいたところでもあります。これは、来場者及び従業員については、シャトルバスでの送迎になりますので、もし感染者が出た場合には、従業員全体にこれクラスターで発生する恐れがありますので、毎朝の出発前の検温と先ほど言われましたように体調管理、そして来場者についてはぜひ五ヶ瀬においていただく前に必ず検温を実施していただいて、この五ヶ瀬のスキー場にコロナを持ち込まないような注意喚起、これをしっかりやっていただければありがたいなというふうに思います。

また、スキー場での水際、コロナ菌の防止ということで、サーモグラフィー等使って、リフト乗り場で検温を全員していただくというようなことも、スキー場のほうでは考えていただいているようではありますが、このパーキングセンターこそ、いろいろ、例えばシーズン券を持って入られる方とか、初心者の方は必ず券を売るところ、受付のところに行かにかいかん、慣れた方は直接下のレンタルのところに行かれるというような、非常に順序がばらばらなところが私も勤めていたのでわかりますけども、それを今季だけはやっぱりきちっと整理をしていただいて、必ず施設に入る前には1か所通って、そこで検温をして、中にはそういった体調の優れない方については御遠慮いただくというような、きちっとした体制をとっていただいて、中におります従業員たちもやっぱりコロナについては大変心配もあるわけですので、そこら辺のところの配慮もお願いしたいと思います。

それと、今回会社においては、先ほどもありましたように、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用いたしまして、接触感染及び飛沫感染に関する例えばマスクであったり、いろんな消毒薬とか、いろんなことを設置を考えていただけるようであります。そのおかげで、パーキングセンター、スキーセンター、各部署においては感染防止策が一応は図られるというふうには思っておりますけども、先ほどもお話がありましたように、その機能をしっかりと果たすために施設の担当者をしっかりと据えていただいて、町が設定していますガイドラインに沿って感染防止策を必ず徹底していただくようお願い申し上げたいと思います。

特に、感染のリスクが高いとされておりますシャトルバスとレストランについては、除菌作業以外にこれは密を避けるための配慮が当然必要となってまいりますけれども、シャトルバスは

御存じのとおり5台しかありませんし、レストランにおいても250席の本当に団体が帰られたときには非常にそれを3分の1ぐらい減らすということになって、非常に座席数も足りなく、機能も非常に支障が出てきますので、それを何とか解消するために、殺菌効果が、市販にもされておりますけども、殺菌効果があると言われます次亜塩素酸除菌装置というのも市販されておりますので、そういったものの対応というものもしっかり検討いただいて、できるだけ限られた施設を十分に使えるように検討していただければなと思っております。

それと、コロナ防止については、対策の設備資金と人材は大変今年度は必要になります。昨年も従業員の確保に担当者の方が非常に苦慮されたというふうに聞いておりますけども、今シーズンはオープンして、そういったことが発生しないように、できるだけ早々の季節従業員の方々の希望の意向調査を行っていただいて、そういうことが発生しないように御対応お願いしたいと思っておりますが、御意見を伺いたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員から、スキー場内の感染対策と今後の営業に当たっての設備資金と人材確保についての要請をいただいたところでございます。

パーキングセンターの来場者の順路については、一番白瀧議員詳しいわけですので、そういう指摘を受けましたので、会社側に、当然認識していると思うんですけど、そういう指摘を伺った上で対応するよう指示したいと思っております。

また、シャトルバス並びにレストランについては、先ほど申したような会社側としては、感染防止対策をやるということで、案を提示いただいておりますので、そういった中で、じゃあ、責任者とか、具体的なそれを管理する体制をしっかりとやったりやっておかないと、個人任せじゃいけませんので、そういう組織的な動きも徹底するよう指示したいと思っております。

また、次亜塩素酸の除菌装置等については、我々先ほど言われた対策会議でも、この部分の話も出てきているところもあるんですが、じゃあ、全体の効果検証を含めて、あとは価格とか、導入費用、その辺も関係してきますので、再度そういった部分も含めて議論していきたいと思っております。また、設備はそういった形で取ってあるので入れ込むんですけど、人材確保については、なかなかやはり季節従業員という形でそれぞれの担当も高齢化になってこられていますので、もういいかなという人もいらっしゃいますので、やるとなれば早めの募集と早めのいつもやっていただいていた人たちのお願いについては、もう既に動いているとは思いますが、その辺もまたハイランドのスタッフとともに協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 特に、最後に町長からお話がありましたように、人材、雇用者に

については、町も一緒に責任を持ってハイランドだけに任せるというわけではないんでしょうけれども、なかなか現場としてもそこについては苦慮されているということも伺っておりますので、町も一緒になって解決できるように御対応いただきたいというふうに思っております。

最後に、近隣自治体及び施設内の感染者が出た場合の対応についてでありますけれども、仮にこれだけ厳重な感染対策をやった中で、出た場合に、県の指導及び期間限定、そういった発生した場合には期間限定を付して営業を休止するというようなことでお話があったわけですが、この休業期間というのはやっぱり一定の期間が設けられているわけでしょう。休みなさいというような規定とか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員からの方が一施設内、施設内もいろいろあるんでしょうけど、スキー場が管理する内で感染者が出た場合の対応については、まだ保健所等とは協議しておりませんので、先ほど、こういうことになるんじゃないでしょうかということでお話させていただきましたが、例えば、こういう場合の感染者についてはこういう対応すべきとか、じゃあ、こういうPCR検査して陰性になった場合はどうか、そこら辺ちょっとまだ協議していませんので、はっきり申しませんが、その辺についても、事前に福祉保健部、県の、その辺とちょっと事前協議はやっぱりやっとかんといかんなど今白瀧議員の質問いただいて思いましたので、その辺をちょっとまた整理させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 仮にスキー場から感染者が出て、そういった時点で休業という形になって、その後感染防止策、除菌作業とか、一定時間を置いてやっていただくということになるんでしょうけど、これがもしそういったことで発生してしまうと、その後の残された営業期間というのは非常に打撃が大きいということ、それとまた来シーズンに向けても、いろんな負のイメージを起こしてしまうというようなことがありますので、コロナ対策については、一応営業をやるということを決めておるわけでありますので、徹底した感染防止対策を今シーズンは講じていただいて、少しでも業績がここ数年利用者も減っている中、また天候も本当に厳しい中ではありますけれども、そういったリスクを抱えての出発であります。少しでも会社の経営改善が図られるように切に期待をいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで、暫時休憩といたします。庁内の時計で15分を予定しておりますけれども、集まり次第始めたいと思います。よろしくお祈いします。

午後2時03分休憩

午後2時11分再開

○議長（甲斐 政國君） 開会いたします。

次に、1番、渡邊孝議員、御登壇願います。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝。通告に従って一般質問をさせていただきます。

質問の事項、第三セクターの経営改善と対策について。質問の要旨（1）五ヶ瀬ワイナリーの経営改善は今後の五ヶ瀬町の農林振興と観光事業の発展において大変重要と思われるが、今後の考え方を伺いたい。①農林振興としてのブドウ栽培の現状、②原料用ブドウの買取り価格、③ワインの販売状況、④レストラン。

（2）新型コロナウイルスが全世界に広まる中、五ヶ瀬ハイランド事業においても3密の避けられない状況が起り得るが、その対応と対策の考えを伺いたい。①スキー場運営、②ごかせ温泉木地屋運営。

町長に答弁をいただく前に、先ほどはスキー場に関しては白瀧議員のほうからいろいろと質問がありました。私も、会社側に答弁書を見ると経営内容、質問確認事項は行政ではなく会社側に確認をしてくださいということでもありますので、なかなかこの場で町長という立場でお聞きをするのは心苦しいところもあるんですけども、100%町が出資をしておる会社でもありますし、資本金、そして一般会計からの予算を出すということで、町長に今後の第三セクターの運営の気持ちというか、考えをお伺いするということをお願いしたいと思います。

まず、ワイナリーの経営についてお伺いをさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの第三セクターの経営改善と対策について、先ほど白瀧議員のときもお話させてもらいましたが、今渡邊孝議員からの発言もあったところで、ぜひ、行財政改革特別委員会等でワイナリーもハイランドも十分、我々も説明しますが、御意見があったら遠慮なくいろんな意見出していただくと、今後の経営改善にもつながっていくと思いますので、どうかよろしく願います。この場では、先ほど同様、行政のトップとして、また合わせてそれぞれの会社の社長としてお答えさせていただきます。

まずは、五ヶ瀬ワイナリーについてお答えします。

最初の農林振興としてのブドウ栽培の現状についてですが、町内の農林振興策としてのブドウ栽培の推進と、ワイナリー経営の安定化に向けて、数年前から栽培面積の拡大を図り、現在、11ヘクタールでブドウ栽培を行っていただいています。ワイナリーの経営における損益分岐点をブドウ換算で100トン、ワインの本数にして10万本を想定しておる関係で、現在の規模で全てが1,000円となった場合には、今のところブドウ換算で120トン、ワインの本数に

して12万本の生産が可能となる考えでおります。

ブドウ栽培に関わる生産者は、35戸を超え、ここ数年前より栽培技術の向上によって品質のばらつきも低くなってきており、品種ごとに高品質のワインづくりが可能になってきたと現場から伺っております。

次に、原料用ブドウの買取り価格については、低価格なもので381円1キロ当たり、価格が高いもので566円キログラム当たり、平均で391円という状況です。ちなみに品種ごとの単価を申しますと、ナイアガラ、デラウェアが381円、キャンベルアーリー、シャルドネで391円、メルロー、ヤマソービニヨンで463円、プチヴェルドーで566円というような報告を受けております。

次に、ワインの販売状況についてですが、ワイナリーの経営安定に向けた長期5か年計画を会社側として年度ごとに見直しを行い業務遂行を現在行っています。ワイナリーの誘客につきましては、観光ツアー会社への営業を強化してまいりましたが、本年は新型コロナウイルス感染拡大という要因もあって、全ての予約がキャンセルとなり、現在、通販とか卸し、直販の販売に力を入れているところです。また、8月に発売したナイアガラ、緑も非常に好評で、本年7月より卸しへリリースし、コープみやぎき、イオン延岡店と販路が拡大しつつあります。今後は、自社オリジナル商品として、ワインビネガー及びブドウ果汁をブレンドした健康酢、さらには生食ブドウの販売にも手をかけようかという会社の思いがあります。

それから、一昨年からやっていますブドウのレーズン加工についても再度量を増やして、チョコレーズンの製造による魅力あるワイン館をつくっていききたいと現場では考えているところです。

次に、レストラン「雲の上のぶどう」運営についてですが、平成24年4月にリニューアルオープンしましたビュッフェスタイルのレストランも時とともに認知度が向上し、現在、年間2,000万を超える売上げとなってまいりました。今後は、現在50席の席数という制約を受けていますので、今後席数拡大をどうするかということが、会社、また行政に向けられた課題として今捉えております。

次に、五ヶ瀬ハイランド事業についてお答えさせていただきます。

スキー場の運営については、先ほどの白瀧徹哉議員からの質問と重複する部分もありますので、渡邊孝議員が再度この部分に確認したいという御質問があれば、追加質問でお願いしたいと思います。

そういうことで、ハイランドの営業については、先ほどの白瀧議員の答弁に代えさせていただきます。

次に、木地屋の運営についてですが、宿泊事業においては、ここ数年確実に経営改善ができていると考えております。ただ、こちらのほうも4月以降新型コロナウイルス感染拡大により、キ

キャンセルが相次ぎまして、本来ですと上半期については順調に推移しておりましたが、4月以降のキャンセルで、念願の単年度黒字化は達成できなかったということになりました。

そして、レストラン、ビアガーデン、宿泊施設ともに現在もガイドラインに沿って消毒とか、宿泊者、入浴者の記帳とか、体温計測とか、そういったものの対策を既に実施しております。今後の課題としましては、木地屋自体が施設建設から、22年ほど経過しております、温泉施設も含めて施設内の老朽化が進んでおります。長寿命化のための施設整備をどうすべきかを検討することが最重要課題となっております。

以上、私からですが、スキー場の運営について、渡邊孝議員から再度懸念事項があったら追加質問として受けさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。ただいま町長のほうから答弁をいただきました。五ヶ瀬ハイランドまで全て答弁していただきましたが、まず、ワイナリーのほうからお伺いをしたいと思います。

現状は11ヘクタールの10万本を想定ということで、能力というか10万本のワインの生産の能力があるということで、簡単でいいですけども、町長としてはこれを現状維持でいくのか、増やしていこうと思っていられるのか、どちらかお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの追加質問ということで、現状、100トン10万本という体制ですけど、最終的には当初計画どおり13万本を目指したいなと思っております。となると、現在の11町歩ではちょっと不足する部分もございますが、品種の見直しも含めて今会社のほうでやっておりますので、自社農園も含めて、品種を整理しつつ、一部、やはり何でワイナリーのブドウ栽培を始めたかというのが、渡邊孝議員からの質問もあるとおり、農林振興、要するに日照時間と気温差による適作ということで、一定レベル買取り価格が安定しておれば、ある程度ブドウ栽培だけじゃなくて、ほかの作物と合わせて安定した農業経営ができるという農業振興のために導入をした品種でもございますので、そういった形で、いや私もつくるわという方が出てきておれば、最終的には、13万本ができる部分まで伸ばしていければ、損益分岐をオーバーしてある程度安定した経営が可能になるということを考えていますので、そういうことを目指そうと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。栽培の状況等、まだ今後の栽培は今詳しく説

明がありました。

次に、原料用のブドウの買取り価格について質問させていただきます。先ほど町長の答弁の中に、高いもので566円、安いもので381円、平均で391円ということで説明がありました。私のほうが農林課に尋ねてみましたところ、多分30年度の実績ではないかと思います。31年度は戸数もちょっと2戸減りまして、33件、価格が安いブドウに関してが381円、高いブドウが463円、これは、ワイナリーがこの金額を全て出されているということではなくて、御存じのとおり農林振興費1,000万を利用して、ワイナリーが生産者にその分を補填をされているということでお伺いをしているところであります。

実は、私もかつてブドウ生産者でありまして、ブラックオリンピアを10アール、ツヴァイゲルトレーベを45アール栽培しておりました。現在は作っておりませんが、なぜ現在は作っていないかという、いろいろ栽培の難しさだったり、私1人の労働力ということで難しい部分があったので、今はやっておりますが、そのときの思いがどうしてもありまして、前に説明をいろいろ受けたときに、やっぱり生産者は安定的な量と価格を常に目指して生産をしているんだろうと思います。収穫量が制限をされたりとか、価格が年々下がっていくと、非常にやっぱり農家としても生産意欲が低迷していくということにつながるのではないかと思います。そういう中で、ワイナリーの存続のためにも、ブドウ生産者がどうしてもブドウを生産しないことにはワイナリーは成り立っていかないわけですから、やっぱりワイナリーがブドウを作って販売していくとブドウを生産する農家がいる、両輪でこのワイナリー事業が回っていくのではないかと考えております。そういった意味からも、私、今日この議場で申し上げたいのは、農林振興費としてのいわゆる助成金、これの増額をぜひ検討していただきたい。生産したからいろんなことが分かっているんですが、今、生産者の意見も何人か聞いて、「非常に大変じゃわ」と、「孫が続けられんから、ブドウもやめようかと思うわ」とかいういろんな意見を聞いたりとかします。

仮に、キロ単価を50円上げたときには、今のトン数でいくと100トンとしたときには、500万ほど予算が要るわけですけども、それはなかなか難しいことだとは分かっています。そこを何とか少しでも30円でも、極端に言うと10円でも少しでも上げていただいで、買取り価格がそれだけ維持できれば、生産の意欲もまだ損なわれずにいいのではないかと思います。遠い昔、先になりますけども、高速道路や県道五ヶ瀬竹田線が立派に整地されていくと、九州の真ん中のこの五ヶ瀬のワイナリーは非常に僕はセールスできるポイントになるのではないかと思います。そういった意味で、その価格に関して、町長、ちょっとお考えをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの五ヶ瀬ワイナリー原料ブドウの買取り価格について、やっぱり現状を少し見直す必要があるんじゃないかということで、今動いています買取

り価格補填の1,000万の部分を見直して、もう少し上げて生産者のその支援をやるべきじゃないかということでございます。農林課長も同席しておりますので、また農林課長も農業振興の責任者でもあるわけですから、そこら辺とも協議をしなきゃなりません。当時、渡邊孝議員がブラックオリンピアを45アール栽培されていた折には、こういった補填というものはありませんでしたので、当時我々も農林課長とか副町長やらせていただいた折に、その価格を下げると、要するに経営のためには少し抑えてやらんと厳しいというような話を生産者と会議室でやって激論した時期がありました。ただ、今は、やはりワイナリー自体を地域資源、やはりここを核として五ヶ瀬町を、まちづくりを進めるという方針になっていますので、経営ありきは当然なんですけど、今、渡邊孝議員からありました生産者の意見もしっかり聞きながら、価格の補填についての議論はしていきたい、ただ、その町内の農業振興はブドウだけじゃありませんので、他の果樹、野菜とか、他の花とか、キュウリとか、そういったものも当然一生懸命生産されている農家の皆さんもいらっしゃいますから、そこら辺の合意形成も必要になってまいりますし、そこら辺を充分配慮しつつ今後検討していきたい課題かなと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） ぜひ、生産者を守る、ワイナリーを守るということで、手立てをしていただきたいと思います。

そんな中、当然、ワインの需要がそれだけ伸びていけば、原料が必要となるわけですので、その販売の状況として、私、正直議員になるまでは、ワインが売れ過ぎて足りないのか、若干、表現悪いですけど、そこそこちょっと在庫が残りつつあるのかというのは全く知らなかった状況ではあったんですが、少しでも会社も営業努力をして、あちこちをお願いしたいし、これ、やっぱ、後から話しますけど、スキー場も一緒ですけどワイナリーも、会社だけに全てを販売を任せているのではなくて、私たち、この議場の中にいらっしゃる全ての方がいろんなやっぱり営業というか、そういったことを町の財産ですので、心がけて、日々努力していくことが大事ではないかと思えます。

この前、うちの議員の1人も、高い5,000円のワインを買われて、「飲んでみろや」ということでされて、非常に僕も買おうかなと思ったけど、ちょっと僕のポケットマネーではあれでしたので、そんな感じで、みんなで営業する。この前、宮野常務からお伺いしたら、2020年度サクラアワード2020ということで、うちのキャンベルアーリーが非常に優秀な成績で、女性審査員560名によって選ばれた中の1品になったということで非常にセールスポイントもここにあるわけですので、皆さんでこの販路もどんどん拡大していけたらなと思えます。

次に、レストランについてです。ここは多くは僕は求めるつもりはなかったんですが、時々レ

ストラン利用させていただいて、僕は評判がいいんじゃないかと思います。延岡のちょっと知り合いの女性からも、「いいよね、あそこは、見晴らしもいいし、景色もいいし、非常にいいな」ということで好評な意見を聞いております。ただ、ちょっとたまたま行ったときに、マイクロバスが来たんですけども、ちょっとレストランをのぞいて出ていかれたから、それがなぜかはよく分かりませんが、先ほど町長答弁の中で言われましたように、席数とか、そういったものがもし今後課題になるのであれば、会社等もできれば拡大をしたいといったことを思っていますので、しっかりとこの辺も考えて、今後につなげていただければと思います。

次に、五ヶ瀬ハイランドの運営についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、町長のほうから答弁がございましたが、全世界に新型コロナが広まっているわけですので、先ほど白瀧議員のほうからいろいろと質問がありましたので、私は若干確認の意味で質問させていただきます。

シャトルバスは御存じのように満車の場合は28名ぐらいですけども、団体とか一般客が来たときに、じゃあ具体的に窓側だけを使って14人ぐらい座らせるのか、例えば、それでも50センチぐらいしか間隔は取れないんですが、具体的にどういうふうにそのシャトルバスの運営をされるのかということをお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員から、五ヶ瀬ハイランドの営業の一部感染対策についての御質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、シャトルバスについて、会社側のちょっとどういう対策やるのか確認したところ、現段階では、繰り返しますけど、運転手、また利用者のマスク着用を義務化すると、マスクをしない人は乗せられないということと、今、渡邊孝議員言われた1つのシートに1人、窓際に窓際ということで、27人乗りであれば半減するというので、十二、三人という形での送迎になってくるということをお伺いしております。シャトルバスについてはそういう対策を打っていきたいということです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。いずれにしろ、やっぱり狭いバスの中でお客様をお迎えするという事は非常に難しいことだと思います。最善の安全対策と申しますか、ガイドラインに従って、徹底した感染予防をしていただきたいと思います。余談になりますけども、僕も御存じのように6年間スキー場にお世話になった経験がありまして、このスキー場経営の大変さというのは本当体に身にしみて知っているところであります。あの当時とは全然違う、8万人、9万人来て、僕たちも帰りが9時、10時という時代がありました。ただ、今現状として

はもう時代の波、ブームの低迷、いろんな要素があって、苦しい営業をされているということでありますが、でも中にはやっぱり、スキー場の経営を待ちわびている方もいらっしゃるという非常に経営者側としても苦しい胸の内があるんじゃないかとお察しするところです。

そうした中、団体予約の担当の矢野君、一生懸命頑張って努力をして、先ほど述べられたような学校の予約を取られていると思います。昔は、土日、祭日には予約は取れなかったです。僕も予約担当でしたので分かりますが、そんな感じで変わったなど、苦しいだろうなと思っております。そうした中、今回の3号補正のコロナ対策の中で、臨時交付金というのがあるんですが、その中で企画のほうから提案、今度されているわけですが、プレハブを購入して、多分これは僕が思うには、そういった団体客を子供たちをそこに一般の客とは別に置いて対応しようということだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。現場との具体的ななどとか詳細な打ち合わせはこれからなんですが、今おっしゃられたように、スクール関係のものをそこで入れてというか、他の客と分けるようなことができればなという想定をしております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 将来のある子供たちのためですので、こういうのは当然経費がかかることではありますが、できるだけやっぱり広いスペースを取っていただくように、建物を広く取っていただく、確保していただくようお願いしたいなと思っております。先ほどスキー場のことに関しては白瀧議員のほうからいろいろ質問がありましたので、僕はこれぐらいにしたいと思うんですが、町長が一番耳の痛い話を今からちょこっとだけさせていただきますけれども、住民たち、町民たちがやっぱり常に私たち等に聞かれるのは、「スキー場は2年続けて暖冬で雪も少なかった、お客さんも少ないごたあるが、大体今年はコロナもあるが、営業さすちやろかね」と、「営業はするということですよ」と、「大丈夫ね」と、「非常にやっぱり経営的にも苦しいごたあるが、大丈夫ね」ということをよく言われます。そういった中で、町長が自分の心の中で多分考えていらっしゃるのかどうか分かりませんが、入場者が例えばこれぐらい切ったときに、ちょっと考えにやいかんとか、売り上げ、実績、債務というか赤字がこれぐらい出るともうちょっと難しいかなというようなことは具体的に説明されないでもいいですけども、そういった経営継続の区切りというものは何か心の中、頭の中にお持ちでしょうか。お尋ねします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。五ヶ瀬ハイランドスキー場について、これまでもいろんな議会の皆さんとも議論重ねてきて、ずっと今に至っているところでございますが、現状での損益分岐

点を3万人と見越しているところです。3万人をもって現状の売り上げ単価でいくと、採算ベースが合うという形で、目標は3万人何とか誘客しましょうということで会社側としては動いているところです。ただ、損益分岐以外に、やはりスキー場のこれまでの五ヶ瀬町に対する貢献、また、今後に合わせて貢献してもらわなきゃ、貢献度というのは、単なる経済効果面だけじゃなくて、地域振興上のやっぱり五ヶ瀬ハイランドスキー場という1つの大きなかがみがあると捉えております。ただ、じゃあ、それをいつまで現状で続けられるかというのは、これは限度があると思っておりますので、2年間の温暖化で3万人を切って、2万ちょっとぐらいまで来ている非常に厳しい状況、とってコロナが感染来ているので、今回営業しないというのは、当然それ以上に維持費含めてさらなる経費がかかってくるというのがあります。先ほど言った周りの環境、県の河野知事も含めて、スキー場には全面的に応援したいという思いもある、それだけ、その五ヶ瀬町に対する、五ヶ瀬ハイランドスキー場というその1つのかがみの効果というのは計り知れないって誰しも思っていると思います。ただ、五ヶ瀬町民の皆さんが全てそうかというのと、当然そうじゃなくて、その中で、やはり「原則は経営が安定するのが前提よ」というのが当然だと思いますので、その辺をしっかりと、我々町を預かる者、また、会社を預かる者にとっては、一番しっかりと考えにやいかんところだと思っています。造雪機、降雪機があるにしろ、例えば、もう温暖化が進んで、雪が降らんとかいう話になれば、これはスキー場を継続してやるというのは厳しいという結論に至ってくると思います。そういった形で現状は頑張るという意味を込めて、五ヶ瀬町のために頑張る、そのスキー場のために頑張るということも当然あるんですが、五ヶ瀬町のために頑張らにやいかんという思いを持って今営業しているところです。そういうことで、先ほどの修学旅行のお話もありましたが、何とか今年はコロナ禍の中ですけど、その平日にそういう人たちをしっかりと誘客して、絶対感染者は出さないような対策を打ちつつ、挑戦するという気持ちで営業したいという思いです。ぜひ、議会の皆様にも、今シーズンいろんなところを見ていただいて、気づいたところがあればおっしゃっていただき、また、いろんな関係者の皆さんにも声をかけていただいて、ぜひ五ヶ瀬ハイランドスキー場、1人でも2人でも10人でも20人でも、100人でも、人が来て、よかったねというようなシーズンにできればと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 御答弁いただきました。大変ということで、いろんな予算を見ますと、スキー場の整備代に3,000万ほどとか、いろんな人工降雪機リース代、リフトの整備、携帯用の無線機とか、いろいろやっぱり町の予算を投入して、スキー場存続のために一生懸命やっぱり頑張っている姿というのが僕は本当に大事だろうと思います。先ほど町長もちよ

っと触れましたが、一生懸命やって、精いっぱいやって苦渋の選択をせにゃいかんときが来れば、それはもうしょうがないのかなと思います。

次に、五ヶ瀬温泉木地屋についてお伺いします。

レストラン、客室、ビアガーデンに関しては、先ほどからも何度も町長御答弁のとおり、最善の当然ガイドラインに沿って徹底した感染予防対策をされるということだと思って、そこを精いっぱい実行していただきたいと思います。

次に、経営委託ということですが、これ、結局今現在委託されているわけですから、何のことかといって言われるかもしれんけど、多分町長のほうにもお耳に届いているかと思いますが、民間の方が「ちょっと経営状況が悪いぞとあるが、ちょっと任せてくれんか」とか、「任せてみたらどうだろうか」という話は多分入っているのかなと思います。私たちにも、何度となくそういう話が入ってきているところです。簡単にはこの第三セクターの契約の年数というのが、指定管理委託というのがありますので、難しいことだろうということは分かっております。皆さん、今日の宮日の社会面の20ページに、もう見られたと思いますが、高千穂温泉の閉館が出ております。これ、記事を読むと、いろいろやっぱり赤字も結構あったんだなと。しかし、運営を引き継ぐ民間業者を公募すると。高千穂温泉と岩戸温泉がありますので、岩戸温泉は、今後は民営化を視野に入れて考えるということでもあります。経営の体質というか、母体というのは、そういうのはちょっと違うかなと思いますけども、先ほどから言う民間に委託といったような感じは、町長はいかがお考えか、ちょっとお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの再度の質問で、木地屋の委託について、通告にも書いてありましたが、どう考えるかということでございます。現在、指定管理者制度のもとに、議会の承認もいただいておりますが、株式会社五ヶ瀬ハイランドのほうに、スキー場と木地屋、木地屋のほうについては、今年度を含めて4年間の指定管理者、残りが、という形で今経営していただいているところです。その関係で、そこで働く株式会社の従業員とか、雇用対策もしっかり打たせていただいているというところでございます。その民間の方からの経営委託ということでの話が来ているんじゃないかということですが、これも正式じゃなくて、民間企業の方からやること、要するにやってみたいという思いはお聞きしているところです。そういうことで、ただ、今期の指定管理期間については、株式会社五ヶ瀬ハイランドが責任持ってやるということで、もう頑張らせていただいておりますので、仮に公募で次なる機会があれば手を挙げていただくと、そういう公募というシステムでやることになった場合、手を挙げてもらうといいんじゃないかという話はしているところです。ただ、現状、先ほど申しましたとおり、22年を経過して、耐用年数、あれは鉄骨ですよ、ということで、そう長い期間あの施設を補修せずに長寿命化対

策をやらないと、やはりなかなか経営自体も厳しくなってくるということで、例えば、その会社が受けるということになれば、ある程度施設改修した上じゃないとなかなか厳しいのかなという気がしています。もしくは、よっぽど資金力があれば、じゃあ、その隣に今度はワンルームというか、1部屋用のビジネスホテルタイプの宿泊施設をつくってやるという話もちよっと聞いていますけど、そういうことで話は伺っていますが、具体的なやり取りはしておりませんので、それよりも住宅のほうをつくってくださいという話をしておりますので、そっちのほうに私自身は営業したいと思っております。

答えになっとるか分かりませんが、以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。そういった民間からの意見がありましたので、立場上、こういうふうにお伺いをしたところでありますが、担当のほうに聞くと、昨年12月までは宿泊業は非常によく、ここまでは赤字じゃなかったと。精算もよくできておったと。ただ、御存じのとおり、このコロナウイルスが全て何か気持ちを、木地屋の宿泊業のあれを止めてしまったということで、非常に悔しい思いをしているということでありました。だから、民間からこういう話が出ないように、精いっぱい経営改善をしていただいて、運営をお願いしたいと思えます。

最後に、今回、私はワイナリーと五ヶ瀬ハイランド、2つの指定管理と言っているのか、僕の中では第三セクターという認識をしておりますが、これ町のものでありますが、ということは町民の財産でありますので、先ほども言いましたが、やっぱりそれぞれが私たちこういう立場でもありますので、いろんなところで宣伝、今年は私もこういう立場ですので、何度かスキー場に足を運んで、お客様の声、また従業員の声を聞いたり、たまには仕事のお手伝いができるならお手伝いをしようと思っております。ですから、町長も町民の皆さんとか、その辺からいろんな意見は、この第三セクターに関してはよく聞かれると思えます。いろいろ思われるかもしれませんが、真摯に町民の皆さんの意見を受けとめて、そして最善の最終判断はやっぱり町長がされるわけですので、そこら辺を十分考えて、されて経営改善が少しでもされればいいと私は思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 本日の日程は全て終了しました。

次回は、9月7日、午後1時10分からの開会を予定しておりますけれども、御承知のとおり、超大型といえますか、台風10号が週末から週明けにかけて接近、通過をするという予報でござ

います。甚大な被害が発生することが予想されておりますので、予定どおりの開催になるかどうか分かりませんが、そういう状況でございますが、また、当日なり連絡を差し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後2時57分散会

---

# 3 目 目

令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会議録

(総括質疑)  
令和2年9月7日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第52号  
平成31年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第53号  
平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第54号  
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第55号  
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5. 議案第56号  
平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第57号  
平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第58号  
平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8. 発議第4号  
決算審査特別委員会設置について

○ 出席議員（８名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 渡邊 孝 議員  | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員  | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 5 番 白瀧 徹哉 議員 | 6 番 甲斐 松男 議員 |
| 7 番 小笠まゆみ 議員 | 9 番 甲斐 政國 議員 |

○ 欠席議員（なし）

- 地方自治法第 121 条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 原田 俊平

- 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 宮崎 信雄

- 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 垣内 広好

午後 1 時55分開会

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

日程第 1. 議案第 5 2 号

日程第 1. 議案第 5 3 号

日程第 1. 議案第 5 4 号

日程第 1. 議案第 5 5 号

日程第 1. 議案第 5 6 号

日程第 1. 議案第 5 7 号

日程第 1. 議案第 5 8 号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第 1、議案第 5 2 号、「平成 3 1 年度、五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 7、議案第 5 8 号、「平成 3 1 年度 五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 7 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 2 号から、議案第 5 8 号までの 7 件は、これを一括議題とします。本 7 件につきましては、去る 9 月 3 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

次に、日程第 8、決算審査特別委員会設置について、を議題とします。

お諮りします。ただいまの 7 件につきましては、8 人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。引き続き、「特別委員の選任」を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。あわせて、正副委員長について、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

委員会の正・副委員長については、委員長に小笠まゆみ議員、副委員長に渡邊孝議員の両名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に小笠まゆみ議員、副委員長に渡邊孝議員の両名に決定しました。なお、本特別委員会の設置期間につきましては、第3回定例会が閉会するまでのものであります。予算審査特別委員会の委員長は、9月18日の本会議において審査の決定を報告願います。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次回は9月18日午前10時から開会しますので定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後2時00分散会

---

# 4 目 目

## 令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(最終日)  
令和2年9月18日

### ○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第52号  
平成31年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第53号  
平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第54号  
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第55号  
平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 5. 議案第56号  
平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第57号  
平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第58号  
平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8. 議案第59号  
五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第60号  
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第61号  
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第62号  
令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12. 議案第63号  
令和2年五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13. 議案第64号  
令和2年五ヶ瀬町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第14. 議案第65号  
令和2年五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15. 議案第66号  
令和2年五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16. 議案第67号  
権利の放棄について
- 日程第17. 議案第68号  
五ヶ瀬町監査委員の選任同意について

- 日程第 18. 発委第 5 号  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に  
対し地方税財源の確保を求める意見書を国に提出することについて
- 日程第 19. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて
- 日程第 20. 発議第 5 号  
議員派遣について
- 日程第 21. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（7名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 渡邊 孝 議員  | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員  | 4 番 秋本 良一 議員 |
| 5 番 白瀧 徹哉 議員 | 6 番 甲斐 松男 議員 |
| 7 番 小笠まゆみ 議員 | 9 番 甲斐 政國 議員 |

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

- |         |       |
|---------|-------|
| 五ヶ瀬町長   | 原田 俊平 |
| 教 育 長   | 猪野 貴一 |
| 監 査 委 員 | 菊池 孝男 |

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

- |         |       |          |       |
|---------|-------|----------|-------|
| 副 町 長   | 宮崎 信雄 | 農 林 課 長  | 廣本 憲史 |
| 総 務 課 長 | 戸高 勝洋 | 町政対策推進室長 | 児玉 憲彦 |
| 建 設 課 長 | 田原 昭生 | 企 画 課 長  | 小迫 幸弘 |
| 会 計 室 長 | 北島 隆二 | 町 民 課 長  | 齊家 晃  |
| 教 育 次 長 | 増永 稔  | 福 祉 課 長  | 武内 秀元 |
| 病院事務長   | 奥村 和平 |          |       |

○ 職務のため出席した議会事務局職員

- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 垣内 広好 |
|--------|-------|

午前 9 時56分開議

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 議案第 5 2 号

日程第 2. 議案第 5 3 号

日程第 3. 議案第 5 4 号

日程第 4. 議案第 5 5 号

日程第 5. 議案第 5 6 号

日程第 6. 議案第 5 7 号

日程第 7. 議案第 5 8 号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第 1、議案第 5 2 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 7、議案第 5 8 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 7 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 2 号から議案第 5 8 号までの 7 件は、これを一括議題とします。

本 7 件につきましては、去る 9 月 7 日、決算審査特別委員会に付託されておりますので、審査の結果について委員長から報告を求めます。

委員長、小笠まゆみ議員、御登壇願います。

○決算審査特別委員長（小笠まゆみ君） 決算審査特別委員長、小笠まゆみでございます。去る 9 月 7 日、本委員会に付託となりました議案第 5 2 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 5 8 号平成 3 1 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての 7 件は、9 月 7 日から 1 1 日まで委員会を開催し、各議案の会計決算について慎重に審査を行いました。

その結果、平成 3 1 年度の会計決算は、付託を受けた事項について全員一致で、次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定しましたので、五ヶ瀬町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

総務課所管、人事交流。毎年、人事交流が行われております。期間中の人材活用、その後の勤務に関しては、経験や人脈を生かせる環境づくりに努めること。

財産管理費。住宅や様々な町有施設があるが、経年劣化しているものに関しては、安全確保か

ら修繕、更新などの見極め、判断を行うこと。

住宅使用料未納状況。住宅使用料、財産貸付け、教育委員会住宅貸付けに関して、総額226万円の滞納があります。現年度分は当然ですが、過年度分の徴収も努力をお願いします。

消防団員確保。少数になっている団があります。再編を強く望みます。

タブレット導入、Wi-Fi設置。環境整備が行われ、議会も活用の幅が広がっております。執行部におかれましても幅広く活用されることを望みます。

防火水槽有蓋化。本年度は2か所の有蓋化が行われ、175基中、残りが48基となっております。なるべく早く全てを有蓋化できることを望みます。また、修繕も行われておりますが、耐久性などを考慮した工事発注をお願いします。

雲海広場購入。現在は職員駐車場として活用されていますが、新駐車場整備が完了した後の活用を土地が放置状態にならないよう検討を始めてください。

企画課所管、ふるさと応援寄附金。サイトのリニューアルが行われ、その成果も見られます。今後、特産品のみならず町全体をPRし、移住者が増加、定着するきっかけづくりにもなるよう期待します。

第6次総合計画策定。策定支援業務に関する支出が行われていますが、町民生活が安心、安全で心豊かなものになるよう努力をお願いします。

地域づくり支援事業。14の行政区への支援が行われておりますが、対応に苦慮されているところがあると聞きます。有効かつ柔軟に対応をお願いします。

人づくり支援事業。当初予算が200万円でありました。170万円の減額となっておりますが、周知徹底、採択基準の見直しが必要ではないでしょうか。

集落支援員事業。現在2地区2名の設置であります。まずは小学校単位設置を目指し、ニーズに応じていくためにも拡大していくべきであります。今後を期待いたします。

総合交通対策事業。コミュニティバス路線の定期的な見直しの必要性を感じます。利用者第一の視点での取組を望みます。

施設管理委託料。スキー場へ1,500万、木地屋へ1,000万の施設管理委託料が支払われております。どちらも施設の老朽化が進み、修繕料なども発生しています。施設管理の委託外に5,000万程度の支出が行われております。委託側として今後の運営計画、想定される支出などを明確にされることを望みます。

町民課所管、町税などの徴収。税金の滞納の徴収努力の成果は見られますが、公平性を保つため、引き続き徴収努力をお願いします。滞納繰越しが1,538万4,091円あり、そのうち過年度分が1,397万6,498円であります。延滞金が高額になることもあるから、納付負担もさらに増していると思われま。早めの対策をお願いします。

国保会計。この会計でも滞納が1,693万777円あります。また不納欠損として118万8,060円の計上となっています。さらなる徴収努力をお願いいたします。

福祉課所管、介護予防事業。介護認定率が上がっておりますが、全国と比較すると本町の認定率は低いほうであり、元気な高齢者が多いと感じます。しかしながら、健康寿命の延伸には介護予防が重要であり、取組を計画されているとのこと。その成果に期待します。

社会福祉費。社会福祉事務所未設置町村による相談事業と地域生活支援の相談支援事業を新たに社協に委託しています。福祉に関しては、ニーズとマンパワーのバランスが重要であります。連携を強化されることを希望します。

補助事業。社会福祉協議会共生型福祉施設へ約6,900万円の補助金が交付されております。経営の捉えで判断すると厳しい内容であります。再度内容精査、検討をお願いします。

予算審査でも述べましたが、この所管事業は生涯の医療、福祉、介護を網羅し、多種多様な事業が行われております。課題解決のための努力をされておりますが、どれも重要であり、1人の町民も取り残さない持続可能な事業推進を図られるようお願いいたします。

また、自立支援、重度化防止に資する施策の推進が7期介護保険事業計画の中で上げられております。しっかりと推進できるよう努力をお願いします。

農林課所管、事業活用。様々な事業の活用が行われております。産地パワーアップ事業は国費で2分の1、町費10分の1の上乗せとなり、有効な事業であります。全体的に周知徹底を図り農家の所得向上、後継者確保・育成が行われ、環境の整備も行われております。今後にも期待するものであります。

中山間地域直接支払制度。4期目、最終年度でありました。報告を受けてからの支払いを徹底し、活用に関しては指導を行ってください。

農業振興まつり。多くの町民に喜ばれ、それぞれの農林業者が一堂に会し、活気あるものであります。今年度は開催できておりませんが、定着したイベントとなるよう今後にも期待します。

森林環境譲与税。森林所有者に対し意向調査を行う計画でありましたが、国土を守る観点からも重要な森林対策を計画的に行うよう期待します。

建設課所管、新庁舎建設及び附帯工事。新庁舎建設とそれに伴う附帯工事の支出がされています。今後の工事計画、推移を町民にも定期的に周知していただきたい。

工事請負費。貫原橋が完成しました。今後のインフラ整備には優先順位をつけ、長年の要望箇所着工に際しましては、必要性を再度確認して検討を行うことを心がけていただきたい。

農地費。農地基盤整備など鋭意取り組んでいただいております。今後も農村地域の活性化に結びつく取組となることを期待します。

簡易水道使用料。過年度分を含めて収入未済額が113万6,560円であります。給水停止

の措置等を行っておりますが、引き続き徴収に努力をお願いします。

教育委員会所管、修繕料、工事請負。学校、教職員住宅はじめ教育施設や社会教育施設などの修繕や工事が行われております。長寿命化計画策定も行われております。現存する施設は安全を第一に考えた対応をお願いします。

備品購入。学校備品など教育委員会所管の購入は地元業者優先を徹底していただきたい。

空調設備工事。教室にエアコンが設置されました。今後、校長室、給食室に設置予定であります。特別教室には設置予定がございません。必要と思われる教室にはスポットクーラーなどの活用を望みます。避難所にもなり得るので検討をお願いします。

Gパーク。トラック改修工事が行われております。今後の利用者の増、合宿誘致に期待をするものであります。

奨学金特別会計。平成30年度採択分、5名分。平成31年度採択4名分576万円の計上となっております。短期大学、専門学校などへ枠を広げ、町内に若者が定着するきっかけをつくる必要もあると思われれます。再検討を願います。

町立病院、資産減耗費。薬品の期限切れに関しては、やむを得ないものも見て取れます。早めの交渉などの努力をお願いします。

送迎診療。へき地診療所を開設しないため、送迎による診療を行っております。どこまで継続できるかなど念頭に置いて対処をお願いいたします。

西臼杵地域公立病院部会。西臼杵3町の病院の今後の在り方の検討を始めるために部会が設置されました。医師確保が厳しい状況もあり、町立病院の果たせる役割や地の利を生かした取組が行われるよう期待します。町民重視、町民第一での判断をお願いします。

基本構想をつくる段階においては、町民の理解を求めて安心して暮らせるまちづくりに臨まれることを希望します。

以上、報告といたします。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） これで委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑については省略することに決定しました。

これから本7件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第52号平成31年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第53号平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第54号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第55号平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第56号平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第57号平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第58号平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第 8. 議案第 59 号

日程第 9. 議案第 60 号

日程第 10. 議案第 61 号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。日程第 8、議案第 59 号五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第 10、議案第 61 号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてまでの 3 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号から議案第 61 号までの 3 件は、これを一括議題とします。

本 3 件につきましては、去る 9 月 3 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本 3 件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 59 号五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号公の施設に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第62号

日程第12. 議案第63号

日程第13. 議案第64号

日程第14. 議案第65号

日程第15. 議案第66号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。日程第11、議案第62号令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第15、議案第66号令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第66号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件につきましては、去る9月3日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。

質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して、発言してください。

質疑がありましたらどうぞ。6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 6番、甲斐松男です。議案第62号、19ページですけれども、商工振興費の負担金、補助及び交付金の中で、新型コロナウイルス感染症対策指定管理者支援給付金で指定管理者第三セクターの支援給付金と思われまじけれども、詳細な内容について回答願います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。商工振興費、負担金、補助及び交付金、コロナウイルス感染対策分ですけれども、議員御指摘のように第三セクターの五ヶ瀬ハイランド、株式会社五ヶ瀬ハイランドと五ヶ瀬ワイナリーに対してのそれぞれ1,000万ずつの支援給付金として計

上しております。

御存じのとおり、両者とも2月終わりから発生した新型コロナウイルスの影響で売上げ等々の影響がございまして、その支援のための給付金を今回の地方創生臨時交付金のほうで対応するというところで上げさせてもらっているものでございます。具体的中身ということでは、なかなか説明がしにくいんですが、新型コロナウイルス対策の影響に対する支援給付金ということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 第三セクターのコロナウイルス関係で売上げが激減しているという支援金で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） はい、そのとおりでございます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 今のページで、関連で聞きたいんですが。今の甲斐松男議員のほうからもありましたように、この2,000万については、第三セクター、ワイナリーとハイランドということであります。ほかに指定管理者はあるんですけれども、一般の指定管理者については出すということはないのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 現在のところは、そのことは考えてございませんが、例えば指定管理、桜花亭とかいろんなところあるわけですが、そのようなところは別途持続化給付金と申しますか、町のほうで特別増していただいた飲食店の給付等々やらせていただいておりますが、今回のものに上げているものは第三セクターということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） いいですか。

ほかにありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 20ページになります。負担金、補助及び交付金ということで、森林空間を活用したワーケーション持続支援事業補助金ということで100万円ということで出ています。この件について具体的にあればお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。こちらにつきましては、県の林務のほうの事業でございますが、補助事業として取り組みたいと考えてございます。

具体的には、キャンプ場のWi-Fi設備を整えて、今コロナ禍であります。ワーケーショ

ンへの高まりが高まっておりまして、その一例としてキャンプ場を利用してということで、我々としてはモデル的に取り組みたいと考えておりまして、W i — F i 設備プラス若干の備品整備をするということで補助金を考えてございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） いいですか。

ほかにありませんか。ありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 一般補正予算の15ページになります。民生費のところです。委託料の中です。地域福祉計画改定業務委託料が2,095万2,000円減額になっておりますが、減額の理由についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質疑にお答えいたします。

この減額につきましては、入札残ということでプロポーザルを行いまして3者だったかな、一番高いところの予算で組んでいたものですから、かなり安くて納まったということでの減額になります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） よろしいですか。

ほかにありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 一般補正予算の13ページです。財産管理費の中で中央に公有財産購入費というところがあります。591万9,000円、貫原迂回路の用地購入費ということですが、今使われているこちらは多いですけども、この理由についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えします。公有財産購入費の591万9,000円につきましては、おっしゃるとおり貫原迂回路用地購入として今回の補正に上げさせていただいております。

今、ちょうどおれんじ全体の裏を今土地を借りておりまして、そこに道路を通して中学校までの道路を今利用させていただいております。今御存じのとおり貫原橋から開通しまして、道路のほう中学校まで抜けておりますので、その道路を本来なら使用しなくてもいいような状況になっていまして、土地のほうを借地で返すべき土地ではありますが、町の将来的なことを考えますと、道路の脇の土地を一応新庁舎ができた場合の臨時的な駐車場とか、そういうのに利用できればということで、用地購入費として今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 今の件についてですが、一般の人たちに聞くと、非常に今の位置は便利がいいということで残してほしいという要望があったとは聞いているんですけども、土地取得について、いわゆるその土地の持ち主については問題はなかったですか。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。庁舎に絡む分でもありましたので、一応建設課のほうで地権者のほうには用地のほう交渉させていただいております。

まだ本決まりではないんですけど、まだ交渉中ということで、またはっきり分かったときには議会のほうに報告入れたいと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） よろしいですか。

ほかにありませんか。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本5件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第62号令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 議案第67号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第16、議案第67号権利の放棄についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月3日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 権利の放棄ということで提案されております。

病院の診療費にかかる欠損ということになったと思いますが、23件、379万5,468円、金額的に相当大きいですが、内容見ますと非常にやはり今まで大変生活苦しい中で支払いしてきたという人たちもいる中で、ちょっとこういう金額を不納欠損というのは不公平が相当あるんじゃないかという気がいたします。

ただ、これをいつまでも持っていてもしようがないとは思っていますけど、今後、やはりこういう不納欠損起こさない手だてを、何が何でも取っていただく。でないと、これはもう残念なことながら、また時効が成立がすれば、それでいいということになりますので、今後の発生を防ぐための手だてというのを伺いたします。

○議長（甲斐 政國君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 病院事務長です。ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

未収金の回収対策につきましては、現在年2回の文書通知、あと病院に当然通院されている方もいらっしゃると思いますので、そのたびにお声かけをさせていただいておりますが、今後は自宅訪問も検討していこうかというふうに考えているところです。

また、実を申しますと、民法の改正に伴いまして入院誓約書の連帯保証人のところに、いわゆる保証の限度額を明記しなければならなくなったということもありまして、連帯保証人を探す

のに大変苦勞されているという状況も発生をしつつあるようでありますので、そこについては現在多くの病院が取り入れております連帯保証サービス、いわゆる業者がまずは病院代を払って、そしてその業者が個人から徴収をするというようなサービス制度も始まっておりますので、そういった活用も検討していこうかということ院内では協議している状況であります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） いいですか。

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第67号権利の放棄については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 議案第68号

次に、日程第17、議案第68号五ヶ瀬町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案68号五ヶ瀬町監査委員の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

このたび監査委員であります菊池孝男氏が、任期満了により退任されるため、地方自治法196条第1項の規定により、今回、後藤栄氏を選任いたしたいと存じます。

後藤氏の経歴等につきましては、お手元の資料のとおりであります。人格、識見ともに申し分なく適任者と認められますので、監査委員として、議会の同意を求めるものであります。

なお、御同意の上は、令和2年9月25日からの就任となり、任期は令和6年9月24日までの4年間となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第68号五ヶ瀬町監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第18. 発委第5号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第18、発委第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を国に提出することについてを議題とします。

本件について、提出者、総務農林常任委員長の甲斐松男議員に趣旨説明を求めます。

○総務農林常任委員長（甲斐 松男君） 総務農林常任委員長の甲斐松男です。発委第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を国に提出することについて、趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたい状況となっています。

地方自治体は、福祉医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など財政需要への対応をはじめ長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政はかつてない厳しい状況となることが予想されます。

よって、意見書のとおり、地方財政対策及び地方税制改正に向け国に強く要望するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま趣旨説明が終わりました。

これから、ただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

発委第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を国に提出することについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第19、議会運営委員会委員長報告を求めることについて、議会運営委員会委員長から、審査中の事件について、報告がありますので、ここで委員長の報告を求めます。

委員長、白瀧徹哉議員、御登壇願います。

○議会運営委員長（白瀧 徹哉君） 議会運営委員長の白瀧徹哉です。

五ヶ瀬町議会基本条例第22条第1項において、議会は1年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するものと規定しております。その手続きにつきましては、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要綱に基づき評価作業を行いました。

全ての議員により、評価の指標に示された5段階の自己評価に基づき、令和元年8月1日より令和2年7月31日の1年間の議会及び議員活動の評価検証を行いました。その経過につきましては、報告書の評価の経過に記載のとおりであります。評価の結果につきましても、お手元の評価結果表を御覧ください。

議会運営委員会での意見としましては、3回目の評価作業ではありますが、評価の指標の捉え方には個人差が見られた部分も多々あり、今後毎年評価作業を実施していく中で、改善すべき部分の検討を行ってまいります。

見直し手続に関する要綱第6条第1項に規定される条例の見直し判断基準となる2以下の結果となったのは、第16条の議会図書室の設置と第17条の政治倫理に関する条例制定であります。

議会図書室設置及び公開については、新庁舎での設置が予定されています。政治倫理に関しては、まずは議員が理解を深めることと併せて、制定に向けて取り組んでいくことといたします。

以上、今回の評価の結果としましては、条例の見直しは必要なく、達成度の低かった事項につきまして、議会活動、議員活動のさらなる活性化を図ることが重要であります。

以上で、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま委員長報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの議会基本条例に基づく評価審査報告について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長審査報告のとおりとすることに、決定しました。

---

### 日程第20. 発議第5号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第20、発議第5号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### 日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第21、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、特別委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る9月3日の開会以来16日間にわたり熱心に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

町長をはじめ、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただきありがとうございます。

ここで、町長の御挨拶をお願いします。

○町長（原田 俊平君） 町長です。令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会終了に当たり、執行部を代表し、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案いたしました全ての案件に対しまして、慎重かつ熱心に御審議を賜り御承認をいただきましたことに、まずもってお礼を申し上げます。

本定例会は決算議会ということもありまして、平成31年度の一般会計決算及び特別会計決算に関する審査を、監査委員の方からの決算審査意見書を基に、決算審査特別委員会により慎重審議頂き、先ほど、小笠まゆみ委員長から決算審査意見書を頂いたところでございます。

その中のそれぞれの指摘事項、要望事項につきましては、今後内部で十分に検討を行い対応していきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

また、平成20年9月から3期12年間、本町の監査委員として行政運営に御尽力いただきました菊池孝男さんが今月24日をもって任期満了により退任されます。この12年間、豊富な行政経験を基に、本町の財務に関する事務に関しまして、様々な見知から監査を頂き、様々な御意見を頂いたところでございます。これまでの12年間の御尽力に心から感謝申し上げ、今後の御活躍をお祈り申し上げます。

さて、国政におきましては、自民党総裁選において、菅義偉官房長官が第26代総裁に選出され、一昨日の臨時国会で第99代首相に指名され、働く内閣として菅内閣が発足したところであります。秋田県の農家出身ということで、地方のことを十分に理解された首相でありますので、中山間地域に暮らします私どもの視点に立った政策の展開を願うところであります。

特に、早速菅内閣で閣議決定されました5つの基本方針であります、新型コロナウイルス感染症への対処、雇用確保、暮らしを守る、活力ある地方を創る、少子化に対処し安心の社会保障を構築、国益を守る外交・危機管理、このいずれにつきましても重要な取組であると考えますが、特に活力ある地方を創るという方針につきましては、頑張る地方を全力で応援するということですので、私どもも現在策定を進めております第6次五ヶ瀬町総合計画を、真に五ヶ瀬町が目指すべき方向性として取りまとめ、町民一丸となって、その方向に向かって努力していくことが重要であると考え次第です。

菅新内閣におきましては、新型コロナウイルス感染拡大や経済の落ち込みと、非常に厳しい船出となりますが、これまで培われたリーダーシップを十分に生かされ、まずは感染拡大の防止と経済再生の両立に期待をするところであります。

結びとなりますが、早いもので来週には秋分の日を迎え、町内では稲刈りをはじめ本格的な実りの秋を迎えます。

議員の皆様には公私ともに多忙な時期となると思われませんが、健康には十分に御留意の上、御

活躍いただきますことを願っております。

それでは、簡単ではございますが、以上をもちまして定例会終了に当たっての、執行部を代表してお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に御配慮を頂き、執行の上十分に反映されますよう、お願いを申し上げます。

これをもちまして、令和2年第3回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。

どうも、御苦労さまでした。

午前10時52分閉会

---

○ 令和2年第3回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第14号	五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について	令和2年 9月3日	-
報告第15号	五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について	令和2年 9月3日	-
議案第51号	五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について	令和2年 9月3日	同意
議案第52号	平成31年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第53号	平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第54号	平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第55号	平成31年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第56号	平成31年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第57号	平成31年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第58号	平成31年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年 9月18日	認定
議案第59号	五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第60号	公の施設に関する条例の一部改正について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第61号	五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第62号	令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第3号）について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第63号	令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第64号	令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第65号	令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	令和2年 9月18日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第66号	令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第67号	権利の放棄について	令和2年 9月18日	原案可決
議案第68号	五ヶ瀬町監査委員の選任同意について	令和2年 9月18日	同意
発委第5号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を国に提出することについて	令和2年 9月18日	原案可決
発議第5号	議員派遣について	令和2年 9月18日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員